

立命館大学大学院 2025年度実施 入学試験

専門職学位課程

【法科大学院】 法務研究科 法曹養成専攻

※法科大学院ウェブサイトでは、入学試験問題の講評を公開しておりますので、ご参照ください。
<https://www.ritsume.ac.jp/lawschool/admission/past.html/>



入試方式	試験日	小論文		法律科目試験		
		ページ	備考	科目	ページ	備考
A方式 (法学未修者コース)入学試験	前期日程 8月	P.1～				
	中期日程 9月	P.28～				
	後期日程 1月	P.56～				
B方式 (法学既修者コース)入学試験	前期日程 8月			憲法	P.15～	
				民法	P.18～	
				商法	P.21～	
				刑法	P.25～	
	中期日程 9月			憲法	P.43～	
				民法	P.46～	
				商法	P.50～	
				刑法	P.53～	
	後期日程 2月			憲法	P.69～	
				民法	P.72～	
				商法	P.76～	
				刑法	P.79～	
C特別方式 (法学未修者コース)入学試験	前期日程 8月	P.1～				
	中期日程 9月	P.28～				
	後期日程 1月	P.56～				
D特別方式 (法学既修者コース) チャレンジ入試	前期日程 8月			憲法	P.15～	
				民法	P.18～	
				商法	P.21～	
				刑法	P.25～	
	中期日程 9月			憲法	P.43～	
				民法	P.46～	
				商法	P.50～	
				刑法	P.53～	
	後期日程 2月			憲法	P.69～	
				民法	P.72～	
				商法	P.76～	
				刑法	P.79～	
E特別方式 (法学既修者コース) 学部三回生入試	中期日程 9月			憲法	P.43～	
				民法	P.46～	
				商法	P.50～	
				刑法	P.53～	
	後期日程 2月			憲法	P.69～	
				民法	P.72～	
				商法	P.76～	
				刑法	P.79～	

【表紙の見方】

×・・・入学試験の実施がなかった等の理由で入学試験問題の作成がなかったもの、または、問題を公開しないもの
斜線・・・学科試験(筆記試験)を実施しないもの

2 0 2 6 年度①

小 論 文

(全 13 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文①

課題文を読んで、以下の設問Ⅰ・Ⅱに解答しなさい。

冤罪は、いわば刑事司法の病理現象、^{しゅくあ}宿痾であり、どこの国にでも存在する。

しかし、日本特有の問題もある。それは、日本の刑事司法システムが冤罪を生みやすい構造的な問題を抱えていること、また、社会防衛に重点を置く反面被疑者や被告人の権利にはきわめて関心の薄い刑事司法関係者の法意識、そして、それを許している人々の法意識、という問題である。日本の刑事司法システムは、為政者や法執行者の論理が貫徹している反面、被疑者・被告人となりうる国民、市民の側に立って右のような国家の論理をチェックする姿勢や取り組みは非常に弱いのである。

刑事司法システムの問題からみてゆこう。

まず、身柄拘束による精神的圧迫を利用して自白を得る「人質司法」と呼ばれるシステムが挙げられる。勾留期間 20 日間に逮捕から勾留までの期間を加えると最大 23 日間もの被疑者身柄拘束が常態的に行われている。また、否認したまま起訴されると、自白まで、あるいは検察側証人の証言が終わるまで保釈が許されず、身柄拘束が続くことがままある。第一回公判期日までは弁護人以外の者（家族等）との接見が禁止される決定がなされることも多い。

「人質司法」は、日本の刑事司法の非常に目立った特徴であり、明らかに冤罪の温床となっている。しかし、これについては、近時ようやく一般社会の注目が集まるようになってきたという段階であり、改革は、ほとんど手つかずのままである。

検察官の権限が非常に大きく、たとえば英米法系諸国における大陪審や予備審問のように起訴のためにほかの機関による承認やチェックを必要とする仕組みがないことも、大きな問題である。起訴権を独占する一枚岩の組織体としての検察の権力は、無制約に強大なものとなる。

そして、江戸時代以来連綿と続いている「自白重視、自白偏重」の伝統が、以上の問題に拍車をかけている。こうした伝統の下では、捜査官も検察も、いきおい自白を得ることに固執しがちになるからだ。

冤罪の頻度、また、これを防止するためのシステムの整備という点からみても、日本の状況には、大きな問題がある。

まず、冤罪が実際にはどのくらいあるのかすら全くわからない。表に出てくる情報

もほとんどない。キャリアを通じて真摯^{しんし}に刑事裁判に取り組み、約 30 件の無罪判決を確定させた裁判官がいる一方、刑事系裁判官の多数はごくわずかしかな無罪判決を出しておらず、「ゼロ」という裁判官さえ一定の割合で存在する。特定の裁判官にだけ無罪事案が集中するのはきわめてありにくいことだから、たとえば刑事系裁判官が控えめにみて一人当たり十の冤罪を作っている可能性があると考えてみると、日本における冤罪が、いかにありふれたものでありうるかがわかるだろう。

たとえばアメリカでは、ロースクール、公設弁護士事務所等を中核とするイノセンス・ネットワーク、その中核となっているイノセンス・プロジェクト（非営利活動機関）が、刑事司法改革に取り組み、冤罪に関する調査を行い、冤罪の可能性のある事件について DNA 鑑定等を利用して再審理を求め、イノセンス・プロジェクトだけでも 300 件以上の有罪判決をくつがえしている。そして、こうした活動には連邦や州も協力している。さらに、多くのロースクールには、冤罪を含む刑事司法の問題について中心的に研究しかつ教えている教授がいるので、そうした事柄に関する平均的な弁護士、裁判官のリテラシーについても、一定水準のものは確保されるようになっている。日本の法学教育、法曹教育においても、冤罪とその防止に関する最低限の教育くらいは行われるべきであろう。

アメリカの刑事司法も決してバラ色ではなく、警官の問題行動は非常に多い。また、法域（連邦、州以外にも種々の法域がある）がとにかく細かく分かれているため、警察、検察、裁判所とも、法域、地域による質のムラが大きい。しかしながら、少なくとも、「冤罪という問題」の存在を「直視」し、そのような「不正義」から被害者を「救済」するための充実した「取り組み」があり、連邦や州等の「公的セクション」も、その必要性和意味を認めて「協力」しているのであり、こうした点は、日本とは全く異なる。

また、刑事訴訟、特に再審請求手続における検察官手持ち証拠の開示、再審等に備えての証拠の保管といった冤罪防止、刑事訴訟手続全般の適正化のための基盤となる制度についても、日本は、明らかに国際標準に後れつつある。

日本の検察官は、裁判官と同様司法修習生からそのまま採用され、司法官僚としてキャリアシステムにおける「出世」の階段をのぼってゆく。検察は、検事総長をトップとする一枚岩の行政組織だから、裁判官の中では一枚岩的な性格が強い刑事系の裁判官集団以上に、同族意識、組織としての一体感が強い。

また、建前としての無謬^{むびゅう}性にこだわりやすい日本の組織の常として、さらには、正

義の看板を背負っており、かつ、前記のとおり客観的なチェックの入らない大きな権限をもつ組織の構成員、官僚であることから、誤りのないこと、失点のないことに非常にこだわる。そして、無罪判決は検察官の最も目立った失点となる。したがって、起訴した事件については、再審の局面をも含め、組織の面子をかけて最後の最後まで争い続けることになる。再審無罪事件の重大なものをみると、身柄拘束の時点から再審無罪判決確定までに 30 年前後ないしそれ以上の長期間を要しているものが多い。広く報道されてきた袴田事件^{はかまだ}に至っては、2024 年 10 月 9 日の再審無罪判決確定までに、実に 58 年以上が経過している。これでは、冤罪被害者は、たとえ無罪判決を得ても人生の大きな部分を決定的に奪われてしまうことになる。人権侵害の最たるものといわなければならないだろう。

99.9 から 99.8 パーセント（地裁事件統計）という日本の有罪率は、日本の検察の優秀さを示すものというよりはむしろ、日本の刑事司法の異常さや問題を示すものであり、今では社会一般の認識もそうなりつつある。また、高い有罪率への固執は、本来であれば起訴が相当な事件を不起訴にする弊害も伴い、特に裁判員裁判対象事件については、この弊害を指摘する声が多い。しかし、閉じた組織である検察は、こうした外部の声にはきわめて鈍感であり、無謬性に強迫的にこだわることをやめられないのである。

以上のような組織特性、メンタリティーの帰結としてか、日本の検察官は、刑事裁判官をあまり尊敬していない。それどころか、おおむね自分たちの言いなりになることからあなどっており、また、まれにそうでもなくなることについては、いらだちを隠さない。

政治家鈴木宗男氏の事件にからむ容疑で逮捕され有罪とされた経験をもつ元外交官佐藤 優^{まさる}氏の『国家の罫——外務省のラスプーチンと呼ばれて』では、捜査担当検察官が、「今後鈴木氏の裁判につきあうのはほどほどに」との旨を佐藤氏に忠告するとともに、「裁判なんて時間の無駄だよ」と語るが、これが典型的だ。付け加えれば、この検察官との間に一種の友情を結んだ著者自身の感懐としても、「供述をしなくても私の有罪を確実にする仕掛けを作る能力が検察にはある。国家権力が本気になれば何でもできるのだ」、「弁護士は司法府の独立をほんとうに信じているようだが、私はまったく信じていない」との記述がある。

さて、第 1 章でふれた『不思議の国のアリス』には、実は、もう一つ、刑事裁判がらみのエピソードがある。幻の巨鳥ドードーをも含めた鳥や獣が集まってするコーカ

スレースの後の、ネズミの「^{ア・ロング・アンド・ア・サッド・テイル}長くて哀れなお話」である。

犬の検察官がネズミをつかまえ、「おまえを起訴して有罪にしてやる」と言う。ネズミが、「でも、陪審員も裁判官もいないじゃないですか？」と反論する。犬は、「裁判官も陪審員も俺がやる。一切合切一人で裁いて、おまえを死刑にしてくれる」と、有無を言わず繰り返す。

これもまた、ナンセンスでシュールレアリスティックなありえない裁判として語られているのだが、私が^{りつぜん}慄然としてしまうのは、これが、160年後の「先進国・富裕国」の一つにおける刑事司法の現実についての、強烈なブラックジョークにもなっているからなのだ。

非常に単純化していえば、『アリス』の犬と同様に、「裁判官も裁判員も〔実質は〕俺がやりたい。一切合切一人で裁いて、おまえを確実に有罪にしてやりたい」というのが、表には出てこない、また、彼ら自身意識の表面にはあまりのぼらせない、日本の検察官の「本音」なのではないだろうか。検察官と話していると、穏やかなタイプの人であっても、気を許した会話の中では、こうした本音がちらちらと見え隠れすることがある。

また、公証人となって元検察官とともに働いた経験をもつかつての先輩・同僚裁判官からも、「瀬木さんの裁判官批判には当たっている部分があるが、自己過信や慢心についていえば、検察官はさらに問題が多いと思うよ」との意見を聞くことがある。確かに、検察官は、被疑者、被告人、刑事弁護人との関係では圧倒的に優位に立っているし、外部から批判を受けて内省する機会も、裁判官以上に少ないかもしれない。

日本の検察についても、大陪審や予備審問のような起訴チェック機関を設けるとともに、検察官定員の一定割合については弁護士から期間を限って採用する人々とするなどの方法により、外部の血を入れ、組織の民主化を図ることが望ましいと思われる。それは、かたくなで一枚岩的な検察官の法意識の改善にもつながることだろう。

特捜検察は、手続的な正義、透明性のあるシステムという観点からみたとき、きわめて問題の大きい制度である。特定の政治的な勢力の意を受けて行われる「国策捜査」になりやすく、小沢一郎氏が無罪となった陸山会事件（2004～07年）のように、たとえ無罪となっても政治家として大きな打撃を受ける例がある。また、厚生官僚の村木厚子氏が無罪となった郵便不正事件（2004年）のように、検察官による証拠の^{かいざん}改竄までが行われた例がある。

さて、その郵便不正事件では、村木氏が犯行に至った経緯として、事件関係者がか

かわったとされる 19 件の面談や電話での会話が検察官の冒頭陳述で挙げられており、これを裏付ける関係者の供述調書が多数あったが、うち 1 件を除く 18 件については、現実には存在しない架空のものだった。これについては、村木氏の弁護士であった弘中惇一郎氏が、「組織をあげての事件の捏造^{ねつぞう}」であり、一人の検察官による証拠の偽造よりもさらに重大な問題であると述べている。

こうしたフレームアップ、でっち上げは、重大冤罪事件の警察捜査ではしばしばみられるものだ。しかし、それらについては、強引な捜査方法に問題があると警察内部でも取り沙汰されていた人物が見込み捜査を強硬に推し進めた結果である例も多いといわれる。

検察官は、警察の捜査をチェックする立場にある官僚である。その官僚組織中でもエリート集団といわれる特捜検察が「問題のある刑事」と同様の捜査を行っていたということになると、組織の構造的なひずみを考えざるをえないであろう。前記弘中書に書かれている事柄のうち、法律家の目からみて主観による推測の入る余地の乏しい客観的事実だけを取り出してみても、戦後の警察が各種の冤罪事件で行ってきた問題のある捜査方法が、拷問を除き、ほぼそのまま網羅されている感があるのだ。

特捜検察は、捜査の端緒をつかむことから起訴までのすべてをみずから行う。したがって、動き出してしまうと、客観的、合理的で冷静なチェックがはたらかない。それに加えて、前記のような検察官のメンタリティー、面子、特権意識が重なると、暴走を押しとどめることができなくなる。

また、すでにふれたとおり、特捜検察が、政治権力の特定の一部の意向を不明瞭なかたちで受けて立件に動いている可能性も、特に政治家がらみの事件では指摘されている。これは、民主政治の根本をおびやかす事態を生みかねない。

一方、特捜検察は、福島第一原発事故や第二期安倍政権時代の森友・加計学園問題、「桜を見る会」問題等では動かなかった。2020 年前後の自民党政治資金パーティー裏金事件における起訴も、ごく小規模なものにとどまり、ほとんどの議員は刑事責任を免れた。しかし、これらは、本来であれば特捜検察が積極的かつ果敢に取り組むべき問題だったはずであり、こうした点でも、特捜検察の姿勢は不明瞭といわざるをえない。

前記のとおり特捜検察は検察のエリート集団と位置付けられてきたのだが、以上に論じてきたような問題もあってか、「近年は、特捜検察の積極的志望者が少なくなっている」との話を、私は、検察の内部についてよく知る人物から聞いたことがある。

しかし、そうであればなおさら、自己チェック機能の弱体化も懸念されるわけである。

政治の腐敗については事件限りで任命された特別検察官が捜査、起訴を行うというアメリカの方式のほうが、よほど健全であろう。あるいは、特捜検察は捜査の端緒をつかむだけのセクションにして、現実の捜査は警察あるいは別の検察セクションにさせ、起訴も同様にし、また、起訴の当否、必要性については、弁護士等外部から入れた法律家の目をも交えて決めるような組織にすべきであろう。権力が少数の人間に集中し、立件の基準が不明瞭であり、第三者による客観的なチェックが入らない現在のような制度は、まさに前近代的である。

なお、2024年8月8日、大阪高裁は、大阪地検特捜部の検察官に関する付審判請求につき、「検察なめんな」などと一方的にどなり、机を叩いて責め立てたなど取り調べの際の言動に大きな問題があったとして、特別公務員暴行陵虐罪で審判に付する決定を出した。付審判請求とは、公務員の職権濫用罪について告訴・告発を行った者が、検察の不起訴処分に不服のある場合に、事件を裁判所の審判に付する（刑事裁判を開始する）ことを求める手続であり、検察官が審判に付されたのは初めてのことである。また、検察官の取り調べをめぐっては、国家賠償請求訴訟も相次いで提起され、地裁での勝訴判決も出ている。

日本の冤罪の原因として人質司法と並ぶもう一つの大きな問題は、刑事系裁判官の判断のはかりの針が、最初から検察官のほうに大きく傾いている傾向だろう。「建前上は『推定無罪』だが、現実には『推定有罪』になってしまっている」ということである。

刑事系裁判官の判断の針がなぜ最初から検察官に傾いていることが多いのか、なぜあそこまで検察官の意向をうかがい、忖度する傾向が強いのか、また、被疑者、被告人に対するバイアスが強いのかは、民事系裁判官を長く務めた私にとっても「謎」だ。

司法官僚である日本の裁判官のキャリアは、任地も職種も、自分で選べるわけではない。たとえば、私が任官したころの初任判事補の任地は、最高裁事務総局人事局が、彼らなりの基準で評価した順に東京から並べ始めるかたちで決定するといわれていた。そして、東京初任についてみると、姓の50音順に、民事部あるいは刑事部から、必要な人員を採っていた。刑事部の配属人数は少ないから、50音順の最初か最後の数人が刑事配属となったのである。そして、東京初任の場合、これで民事系か刑事系かが決まり、その後のキャリアにおける変動はあまりなかった。もっとも、より一般的に言えば、初任の配属はキャリアを決める一要素にすぎなかったし、系列が明確に分

かれない人々も相当程度の割合で存在した。

つまり、個々の裁判官のキャリアがどう決まってゆくかは時代により多少異なるものの、個々人の希望の占める比重はあまり大きくないのである。にもかかわらず、民事系、刑事系、家裁系の裁判官集団についてみると、どの時代でもおおむね似通っている。日本人の個性や生き方、あり方が、所属する、あるいは精神的に帰属する「集団、ムラ」によって強く規定される事態を示す典型的な一例といえよう。そして、こうした系列の中でみると、刑事系は、その官僚制と閉鎖性において際立っているのだ。

私は、裁判官を批判してはきたが、民事系であれば、人柄に厚みのある人物も、教養識見が深い人物も、研究者の資質をもった人物も、挙げることはできる。しかし、刑事系については、その層が薄いこともあってか、そうした人間の「幅」があまり感じられない。個性ある人物は、いるとしても多くはない。私が若かったころには、まれに、非常に人間のできた温厚な方がいたものだが、そうした人々はおおむね傍流であった。また、検察官には退官後目立った社会的活動を行う人が時々いるが、刑事系裁判官にはあまりいない。

裁判官の書物も、刑事系の人々のそれは、従来からある「裁判官幻想」に沿い、それを補強・再生産し、そうすることで読者を安心させるレベルにとどまり、読者を突き動かすような創造性や力には乏しいものが多い。特に、エッセイ的なものでは自己満足が目立ちやすい。

以上のとおり、刑事系裁判官は、社会から隔離された司法官僚裁判官集団の中でも「もう一重隔離された人々」という印象が強いのだ。

「かつての刑事裁判長には、『被告人は平気で嘘をつく』、『検事がそんな変なことをするはずがないだろう』、あるいは、『国民が皆有罪と信じている被告人をなぜ裁判所だけが無罪とすることができるんだ』などといった信じられない発言を、合議等で堂々とする人も多かったのです。また、今でも、そういう考えをもっている人は決して少なくないと思います。もっとも、少なくとも、裁判員裁判では、そうした発言を合議の場ですることだけは、できなくなったようですね。また、無罪判決を一度も出していない刑事裁判官が一定の割合でいるのも事実です」

これは、私が、前記木谷明元裁判官からじかに聴きし、引用の許可もいただいた言葉である。

また、私自身が直接に経験したところでも、かつての刑事系裁判官には、「被告人

の争い方が悪かった場合には有罪判決の量刑を重くする」という考え方をもつ人がかなりいた。今でも、その傾向はあるかもしれない。しかし、被告人には争う自由があるし、「争い方が悪いかどうか」の判断は相当に裁判官の主観の問題であることを考えると、裁判官の客観性、中立性という観点から問題ではないかと思ったものである。さらに、実刑と執行猶予の選択において、世論の中の厳罰主義的な部分に沿い、平等・公平・公正の原則に反する「見せしめ、一罰百戒」的な志向が強く出やすいことについては、私を含め民事系裁判官のかなりの部分が、違和感を抱いていた。

日本では刑事事件のほとんどが有罪判決となることもあってか、刑事系裁判官の思考パターンは、さまざまな側面で検察官の思考パターンにシンクロナイズしがちであり、一方、検察や警察が間違いを犯すかもしれないという視点にはきわめて乏しい。刑事系裁判官の多数派にとっては、「疑わしきは罰せず」はお題目で、そもそも判断に当たっての葛藤や逡巡があまりみられず、思考停止しているような印象さえ受ける場合がある。木谷氏も言及されているとおり、キャリアを通じて無罪判決を一度も出していない刑事系裁判官さえ一定の割合で存在するのだ。

冤罪が確定した事件やそれが強く疑われている事件における非常識、非合理的な事実認定、論理性の欠如、被告人に対する予断と偏見にも、目をおおわしめるものがある。誇張でなく、「これではまるで中世の魔女裁判、かつてのアメリカ南部における黒人被告人裁判と同様ではないか」との印象を抱かせるような判決がまま存在するのだ。

刑事系裁判官のこうした意識、言動、判断については、裁判員裁判制度の導入によっていくらか変化した可能性はあるものの、その影響は限定的なものであろう。たとえば裁判員裁判における合議についても、裁判員のいないところで裁判官たちが「事実上の合議」をしている例はかなりあるといわれるように、司法官僚としての性格が強い日本の裁判官は、場面によって「顔」を使い分けることには慣れているのである。

なぜ刑事系裁判官の法意識が以上のようなものとなりやすいのかについては、すでに記したとおり、私にも未だによくはわからない。木谷氏さえよくわからないと言われる。しかし、可能な限りであえて分析、推測すれば、以下のようなになる。

第一に考えられる理由としては、①「最高裁に対する忖度。無罪判決がキャリアにおいて不利にはたらく可能性」があるだろう。しかし、それだけでは説明しにくい根深いものも感じるのだ。加えるとすれば、次のような理由が挙げられるかと思う。

② 刑事訴訟は民事訴訟ほどヴァリエーションがなく、訴訟指揮や判決についても高度な法的知識が要求される度合は、一般的に言えば小さい。そのため、裁判官が、専門家としての実質のある自信、自負をもちにくい。③ 日本の裁判官には、近世以前から、また戦前から引き継がれた行政優位の法文化・伝統の下で、国家や政治・行政の権力チェックをためらう傾向が強く、民事関係では行政訴訟やいわゆる憲法訴訟にその傾向が顕著だが、国家の直接的な権力作用である刑事訴訟については、その傾向が一層強い。④ 前記のとおり、検察は一体として事実上の強大な権力をもっており、表面上は裁判官を立てていても現実にはあなどっている。個々ばらばらの裁判官は、比較すれば無力で、検察官に堂々と対抗してゆくことのできる勇気と実力のある人が少ない。⑤ 刑事系裁判官は世論の影響を受けやすく、特にマスメディアによって醸成される検察・警察寄りのそれには弱い。

まとめると、刑事裁判官は、世間からは司法権力の象徴のように思われ、法廷でも表面的には民事や家裁の場合より尊重されているように見えるものの、現実にはその専門家としての精神的基盤に、弱い、もろい部分のあることが、問題の根本原因ではないだろうか。

私が若かったころ、司法修習生の間では、検察官は、法曹三者中最も人気がなく、ほとんど、なろうと思えば誰でもなれる状態だった。司法研修所の検察官教官は、法学部在学中合格者等の優秀な修習生を一本釣りする場合には、「君は、必ず高等検察庁の検事長まではいけるから」などと、事実上言質を与えるに等しいことまで言って任官を促す例があった。一方、裁判官の人気は今よりもずっと高く、たとえば、当時は一年間に数名しかいなかった判事補留学者については、まだ若くても、一流の涉外弁護士事務所から、「すぐにパートナー弁護士（共同経営者弁護士）にしてあげるからきませんか？」という破格の誘いがかかることもあった。

しかし、近年は、裁判官の人気下がっており、司法修習生獲得競争でも総体として大規模弁護士事務所に負け気味という、かつては考えられなかった事態が起きている。また、中途退職者も増えており、ことに、相対的な優秀層に属する裁判官が東京およびその周辺からの異動時期にやめてしまう例が目立つという。一方、検察官の人気は昔よりも上がってきている。特に、検察庁は、私学のトップレベルの学生を狙い撃ちにする傾向が強いようだ。これは、「名よりも実を取る」という意味では、よい方法なのである。有名私学のトップクラス学生は、その割合こそ大学によって異なるものの、東大、京大の平均レベルよりも上の資質、能力をもっている例も多いか

らだ。

平均的にみれば裁判官の能力が検察官よりも相当に高かった昔でも、刑事系裁判官は、前記のような理由からか検察官（ないしはその背後にある一体としての検察およびこれに同調する裁判所当局）の方を向き、その顔色をうかがいがちだった。右のような昨今の状況では、その傾向がさらにひどくなっているのではないか、ゆくのではないかを、私は、憂慮している。

なお、これは、実をいえば、民事系裁判官についても同様にいえる問題である。弁護士や検察官が裁判官の訴訟指揮に従うのは、「裁判官の能力を認めて」という前提あつてのことなので、平均的な裁判官の能力が期待されるラインを割ってしまうと、法廷の適切、円滑な運営自体が難しくなってしまう。裁判官キャリアシステムの制度疲労は、こうした側面でも進行しつつあるのだ。

最後に、冤罪に関する現代日本人、国民一般の法意識についても考察しておきたい。

刑事訴訟に関するインターネット空間の言説をひととおりさらってみたところでは、現代日本におけるよき市民の冤罪に関する最大公約数的な法意識・感想は、「冤罪など自分にはかわりがないことだと思っていたのだが、どうも、そうでもないようだ。もしもそうであるとすれば恐ろしい」といったところではないかと思われる。

このことに関連して私が思い出すのは、アメリカの大学で哲学・倫理学を教えている教授の、次のような言葉だ。

「最近の学生（ロースクールの学生ではなく一般学生）は、公的な正義に関する意識が極端に低くなってきています。たとえば、冤罪被害者について具体的な事例を挙げて討議を行っても、出てくる意見、感想は、少なくとも最初はお粗末で、『オー、ゼイアー・アンラッキー（いやあ、不運な人たちもいるんですね）』というレヴェルのものすらままある有様です。『自分や家族、周囲の人間に関係がなければ別にいいや。要するに彼らは不運だったんだよ』ということなのです。実に嘆かわしい」

これに対して、私も、「アメリカの学生たちも、随分内向きになってきているんですね」などと応答したのだが、さて、一人になってからじっくり内省してみると、日本のよき市民の先のような感想も、突き詰めれば、「オー、ゼイアー・アンラッキー」というのと同じことなのではないかと気づき、あらためて愕然としたのである。

近年のアメリカでは、社会的分断が強まり、経済的に中位以下の人々の社会的疎外が進むにつれ、精神的な側面での荒廃傾向は否定しにくく、特に、モラルの側面における劣化がはなはだしい。

だから、現在の日本の「よき市民」の冤罪に関する法意識が、モラルが著しく低下した現代アメリカにおける「嘆かわしい学生たち」のそれと、「文化の相違からくる表現の直^{ちよくせつ}截性の差こそあれ、実質的にみればさして変わらない」ことには、やはり、がっかりせざるをえないのだ。

第7章でもふれるが、マスメディアの報道もひどい。おおむね警察・検察の情報の無批判な垂れ流しで、被疑者は暗黙のうちに犯人と扱われがちだ。再審についても、再審開始決定や再審無罪判決が出たときだけは、裁判所、国家がよいことをしたわけだから大きく報道するが、再審請求棄却決定や再審開始決定取消しの場合には、せいぜい、特別によく知られた事件について、おざなりな両論併記のコメントを付けて小さく報道する程度である。そして、こうした決定に関するある程度掘り下げた分析についてすら、幹部が、「そもそも、判決、決定についての掘り下げた分析や批判など、新聞に載せるべきではない」などといった信じられない反応をするという話を、記者・元記者たちから聞くことさえある有様なのだ。

たとえば、前記郵便不正事件についてみると、「朝日新聞」は、村木氏逮捕後の社説で、「村木局長は容疑を否認しているという。だが、障害者を守るべき立場の厚労省幹部が違法な金もうけに加担した疑いをもたれてしまった事実は重い」、「〔……〕キャリア官僚の逮捕にまで発展し、事件は組織ぐるみの様相を見せている。なぜ不正までして便宜を図ったのか。何より知りたいのはそのことだ」との驚くべき記述を行っている。「特捜検察に逮捕されたこと自体が社会的な罪だ。推定有罪だ」といわんばかりなのである。

ここで、前の章で引用した次のような内容の記述を思い出していただきたい。

「お白洲において一般的には砂利の上でなく縁側に座ることを許されていた身分（武士、僧侶等）の被疑者も、未決勾留を命じられるとともに、突然縁側から地べたの砂利に突き落とされて縄で縛られる。ここには、嫌疑を受けること自体を『罪』とする江戸時代の人々の見方が表れている」

先のような記述を社説で堂々とする記者たちの「法意識」と江戸時代の司法官僚たちの法意識が実際にはいかに近いものであるかが、理解されるのではないだろうか。

もっとも、村木氏無罪判決後、朝日を含め各紙は一転して検察批判に転じた。だが、同じように無罪になった場合でも、村木氏のような地位、肩書をもたない人間の場合には、マスメディアは、名誉回復には到底及ばないような最小限の扱いしかしないのである。

私は、被疑者・被告人の権利ばかりを言い立てるつもりなどない。しかし、推定無罪の原則、「疑わしきは罰せず、疑わしきは被告人の利益に」の原則は、いわば近代刑事司法のイロハである。それは、犯罪者を守るための原則ではなく、あなたや私、その家族や友人・知人、そして、名も知らないけれども人間としての同胞である無辜^{むこ}の人々が被疑者・被告人となった場合に、私たちと彼らを、冤罪という名の国家による重大な過ちから守るための原則なのだ。

しかし、刑事司法をめぐる日本の現状をみる限り、ごく一般的、平均的な日本人の冤罪に関する法意識は、誰もそれを明示的に口にはせずとも、あえて意識の高みに引き上げて言葉を与えるなら、次のようなものなのではないだろうか。

「よくはわからないが、日本の刑事司法に問題があるとしても、冤罪はまれなことなのではないか。それに、冤罪被害者はお気の毒とは思うものの、やはり、犯罪がきちんと取り締まられ、犯罪者が確実に逮捕、処罰されることのほうが、より重要なのではないだろうか」

こうしてあからさまに言語化されたものを読むと、前の章の「犯罪と刑罰に関する日本人の法意識」の項目における同様のまとめの場合と同じく、不快に感じる方々もいるかもしれない。私自身、私の疑念が杞憂^{きゆう}であってくれればと思う。

だが、現実をみれば、本章で論じたことから明らかなとおり、日本は、今ではもはや、刑事司法、刑事訴訟手続の適正に関しては、「後進国」であることが否定できなくなりつつある。それは、おそらく、動かしにくい「事実」であろう。日本の刑事法学が「学問」としては洗練されているとしても、右の「事実」自体が変わるわけではない。また、そのような刑事司法の状況が、「ムラ社会の病理」の一端であり、「日本社会の中の『前近代的』と評価されても仕方のない部分」であることについても、議論の余地はあまりないと考える。

そして、そのことについては、私にも、あなたにも、日本の市民の一人としての責任がある。

瀬木比呂志『現代日本人の法意識』講談社現代新書, 2024年, p.138-162

(出題にあたって、一部、原文(縦書き)・図を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。)

設問Ⅰ 日本の検察官の「法意識」に関する著者の理解を 500 字以内で説明しなさい。
(100 点)

設問Ⅱ 「日本は、刑事司法、刑事訴訟手続の適正に関しては、『後進国』であることは否定できなくなりつつある」とする著者の見解を「法意識」の観点から説明したうえで、それについての解答者自身の考えを 1500 字以内で説明しなさい。
(200 点)

2 0 2 6 年度①

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法①

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

- Ⅰ 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第1項に、「職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる」と定められている。第17条第1項に、「職員及び組合は、行政執行法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない」と定められており、同条の直後の第18条に、「前条の規定に違反する行為をした職員は、解雇されるものとする」と定められている。

行政執行法人の具体例として、国立公文書館や国立印刷局や造幣局などがある。第2条第2号には同法における「職員」の定義があり、そこには「行政執行法人に勤務する一般職に属する国家公務員をいう」と定められているが、この「職員」については、第37条第1項第1号に、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第98条第2項の「争議行為」などの禁止規定を適用しないと定められている。

行政執行法人の労働関係に関する法律第17条第1項の規定に違反しても処罰されるわけではないが、この規定を広汎な文言のとおり、ことごとく適用すると、第18条の規定に基づいて「解雇されるものとする」ことが憲法適合性を欠くことになる場合もありはしないか、という趣旨の指摘があるとする。この指摘の可否について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

- Ⅱ 20XX年1月末、内閣から国会に総額115兆1978億円となる次年度の一般会計の予算案が提出された。ところが、与党Aは衆議院において過半数に20議席満たない少数与党であったため、与党A単独では予算を成立させることができない状況にあった。そこで、2月半ばに入り、与党Aは、次年度予算案に対する野党の同意を得るために、一部野党が要求していた経済政策を受け入れることとし、衆議院で審議中の次年度予算案に新たな項を設けて4兆円規模の予算増額を行うことを検討

している。

国会において、この予算修正をすることが憲法上許されるかについて論じなさい。

2 0 2 6 年度①

民 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民法①

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 合同行為
- (2) 必要費と有益費

II 次の問題〔1〕または〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

〔1〕 次の事例につき、下記の問に答えなさい。それぞれの問は独立したものである。(100 点)

1. A は、B から土地甲を賃借して、建物乙（時価 3000 万円）を建てて、乙に所有権保存登記を備え、土産物販売店を営んでいた。
2. A は、町おこし計画に賛同し、乙をミニシアターに改装することを計画した。A は、そのための資金 4000 万円を C 信用金庫から借り受け、その元利金の返還債務を担保するため、乙に抵当権を設定して、抵当権設定登記を行った。
3. A は、建築業者 D に依頼して、乙の床に固定した観客席を設置する改装を行い、E から 2000 万円相当のデジタル映写機丙を買い受け、乙に備え付けた。これらの改装により乙の価値は、約 6000 万円に上昇した。
4. A のミニシアターは収益が上がらず、C（借入金 4000 万円）・D（請負残代金 2000 万円）・E（残代金 1000 万円）のいずれに対しても債務が弁済できないでいた。
5. C が乙の抵当権の実行を申し立て、乙が 5500 万円で売却された。D も E も売却代金からの債権の弁済を求めた。

(問 1) C は貸付金全額を優先して回収できるか。(40 点)

(問 2) 問 1 において、仮に C が 4000 万円全額を回収できたとすると、D と E は残りの売却代金からいくらの配当を受けることができるか（手続費用等は問題にしない)。(20 点)

(問3) Cの申し立てた競売によってC自身が乙を買い受けた場合、土地所有者Bは、乙の収去と甲の明渡しをCに求めることができるか。(40点)

〔2〕 以下の文章を読んで各問に解答しなさい。(100点)

1. Aは、自己所有の甲建物で洋服店を経営している。
2. 2025年7月1日、甲建物の外壁の塗装が古くなり、見栄えが悪くなってきたので、Aは、B工務店に外壁を塗り直してもらう契約を締結した。Bの説明では、朝9時ころから作業にとりかかれば、1日で仕上がるとのことであった。そこで、Aは水曜が定休日なので、7月23日を作業日として希望し、Bも承諾した。
3. 7月23日、午前9時前にBが甲建物を訪れ、Aと簡単な打ち合わせの後、作業を開始した。午前中にBは足場の組立てと壁の清掃を行った。足場は鉄製のパイプと木製の床板を金具で留めて組み立てたもので、重りにより人が登っても倒れないようにしてあるが、地面や建物には固定されていなかった。
4. 午後1時からBの従業員Cが足場に上がって塗装を開始した。Aも作業の様子を下から見ていた。
5. Cの作業が始まって数分後、足場の床板が傾き、Cが約2メートルの高さから後ろ向きに転落、頭部や背中等にケガをした。また、Aは、足場が倒れてくると思いあわてて逃げたところ、隣接するD経営のフラワーショップに並べられていた鉢花3個の上に転倒し、これらは壊れて売り物にならなくなった。
6. 足場の床板が傾いた原因は、床板を固定する金具の1つが、Bの取り付けミスにより外れたことであった。

(問1)

Dは、鉢花3個の損害を誰にどのような根拠で賠償請求できるか。(60点)

(問2)

Cは、ケガの治療費と慰謝料を損害賠償請求したいが、誰にどのような根拠で賠償請求できるか。(40点)

2 0 2 6 年度①

商 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱにつき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計 100 点)

Ⅰ 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、和菓子の製造・販売業を営む取締役会設置会社であり、その本店は京都市中京区にある。甲社は公開会社ではなく、甲社の発行済株式の全てをAとBが保有している。甲社は、いわゆる同族会社であり、江戸末期に売り出された和菓子「 α 」を看板商品として、代々家業を営んできた。甲社の取締役3名のうち、Aは取締役社長、Bは代表取締役副社長、Cは代表取締役専務であり、BはAの長男、CはAの長女の婿である。Aは5年前の長女の婚姻を契機に、Cを甲社の代表取締役に就任させた。もともと、BとCは性格が合わなかったため、取締役会では、甲社の経営方針を巡って頻繁に意見が対立するようになっていった。Cは、資産家の出であり、実家の家業（不動産業）を営む乙株式会社（以下「乙社」という。）の代表取締役社長も務めていた。

甲社では、インバウンド需要やインターネット通販の拡大により、「 α 」の売上げが順調に推移していたため、京都市北区に保有している遊休不動産（以下「本件土地」という。）に、新たな店舗を建設することを計画した。ところが、本件土地は住宅地に所在していたことから、店舗建設について周辺の住民から強い抗議を受けたため、ABCが集まって、本件土地の今後について議論した。Bは、本件土地は人口増加により地価が上昇しているから、店舗建設をやめて本件土地を第三者に売却し、その資金で甲社の通販事業を強化することを提案した。Cは、通販事業の強化に賛成したうえ、本件土地を乙社に売却することを提案し、Aもこれに賛成したが、Bは、Cの性格面をあげてなじるなどしたうえ、乙社に本件土地を売却しないと発言したため、Cは、甲社に対して強い不満を持つようになった。

Cは、AとBには無断で、甲社と乙社を代表して、本件土地を乙社に売却する契約（以下「本件契約」という。）を締結し、移転登記も済ませた。その後、Cは、乙社を代表して、本件土地を丙株式会社（以下「丙社」という。）に売却した。丙社の代表取締役Dは、Cが甲社と乙社の代表取締役であることや、BとCの折り合いが悪いことを知っていたため、本件土地を乙社に売却した件について、AとBの賛成を得ているのかについてCに確認した。Cは、Bについては口を濁したものの、

「乙社の事業については義父Aも厚い信頼を寄せているから、乙社が購入したのだ。」と説明したため、Dは、本件土地を乙社に売却したことについて、Bはともかく、Aは賛成しているものと信じていた。

その後、本件契約の事実が甲社において発覚し、Cは甲社の取締役を辞任した。甲社は、丙社に対して、本件土地の返還を求める訴訟を提起し、本件契約は無効であると主張している。甲社の主張は認められるか否か、論じなさい。(50点)

Ⅱ X株式会社（以下「X社」という。）は、ホテルやゴルフ場の経営を事業目的とする取締役会設置会社である。令和7年3月31日の時点で、X社の資本金額は3億円、総資産額は50億円、負債総額は40億円である。X社の取締役5名のうち、Pは創業者で代表取締役社長であり、Qは取締役兼財務部長である。その他の取締役に、大手不動産会社からの転職組や銀行からの出向者などがいる。Qは、X社の生え抜きであるが、他の取締役とは出世を争うライバル関係にあった。

令和7年6月、Pは、大学時代の旧友であるRから、Rが経営するY株式会社（以下「Y社」という。）が経営危機に陥ったため、Y社が保有する不動産（以下「本件土地」という。）をX社に2億円で買い取ってほしいと打診を受けた。PはQに相談したところ、Qは、「本件土地はX社の事業に貢献するものとはいえず、また、本件土地の時価（1億5000万円）からみて買取価格も妥当とは思えないから、やめた方がよいのではないか。」と回答した。しかしPは、旧友Rの窮地であり、「なんとしても本件土地をX社で買い取る。」とQに告げたうえ、結局、独断で、X社を代表して、本件不動産を2億円でY社から購入した（以下「本件契約」という。）。Y社は、受け取った売買代金を直ちにY社の負債の返済に充てた。Qは、Pからの上記相談を他の取締役に告げれば、Pの機嫌を損ねて自身の出世に響くと考えて、他の取締役に上記相談の事実を告げないまま、本件契約の締結を黙認していた。

その後、X社の内部監査により一連の事実が発覚し、Pが独断で本件契約を締結していたこと、本件土地の適正な評価額は1億5000万円であったこと、Pが独断で本件土地を購入したことによりX社には5000万円の損害が生じていることが明らかになった。また、さらなる社内調査によって、上記相談の時点においてQが取締役会を招集するなどしていれば、本件契約は阻止しうるものであったことが明らかになった。

以上の事実関係のもとで、PおよびQのX社に対する会社法上の損害賠償責任の成否について、論じなさい。(50点)

2 0 2 6 年度①

刑 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

- Ⅰ 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について解答しなさい（特別法違反の点は除く。なお、甲・乙間の共犯関係については論じる必要はない。）。

【事例】

- (1) 甲とAは従来から対立関係にあったところ、ある日Aは甲の発言を聞いて激怒し、甲に殴る蹴るなどの制裁を加えようと考え、強い口調で甲に「いい度胸をしているじゃないか。8時半にB公園に来い。覚悟しておけよ。」と言った。これに対し甲も「おう、行ってやるよ。」と怒鳴って電話を切った。甲は、高校時代にAと同じ不良グループに所属しており、Aが短気で粗暴な性格で、過去にも怒りにまかせて他人に暴力を振るったことが数回あったことを知っていたため、Aの前に姿を現せば、Aから殴る蹴るなどの暴力を振るわれる可能性が極めて高いだろうと思った。しかし甲も頭に血が上っていたことから、自宅にあった包丁（刃体の長さ15センチメートル。以下「本件包丁」という。）をズボンのベルトに差して準備した上で、B公園に出向き、Aを待ち構えていた。Aは、同日午後8時30分頃、B公園に到着し、甲の姿を見るなり「お前、ふざけんなよ。ボコボコにしてやるからな。」と怒鳴り声を上げた。これに対し、甲は「できるものならやってみろ。この野郎。」と大声で言い返した。
- (2) Aは、甲の態度に逆上し、甲に至近距離まで接近すると、右手の拳を突き出して甲の顔面を殴打しようとした。甲は、Aの拳をかわしながら、本件包丁をベルトから抜いて、Aの首付近をめがけて突き出した。甲の包丁はAの左肩付近をかすめ、Aは全治2週間の左肩部切傷の傷害を負ったが、Aはひるむことなく更に甲の顔面を殴打しようと拳を振り上げた。
- (3) ちょうどその頃、甲の勤務先の後輩乙は、偶然にB公園に来て、Aが甲を殴打しようとしているのを目撃し、とっさに甲を助けようと考えた。乙は、護身用に携帯していたサバイバルナイフ（刃体の長さ18センチメートル。以下「本件ナイフ」という。）を取り出して、直ちにAの背後に回り、同日午後8時31分頃、何の警告

もせずにAの右上腕部を狙って本件ナイフを同部に強く突き刺し、Aに加療約3週間を要する右上腕部刺創の傷害を負わせた。

- (4) このとき、乙は、甲・A間の上記事情を知らず、また、暗がりだったこともあり、甲が本件包丁を持っていることや、Aがけがをしていることも認識しておらず、Aが甲に対して一方的に攻撃を加えようとしていると思い込んでいた。

Ⅱ 次の【事例】を読み、〔設問1〕および〔設問2〕に解答せよ（特別法違反の点は除く）。

【事例】

- (1) 税理士であるAは、甲を含む顧問先からの税理士顧問料等の取立てを、集金事務代行業者であるB株式会社（B社）に委託していた。
- (2) B社は、上記顧問先の預金口座から自動引き落としの方法で顧問料等を集金した上、これを一括してAが指定した預金口座に振込送金していたが、Aの妻が上記振込送金先を株式会社C銀行D支店の甲名義の普通預金口座に変更する旨の届出を誤ってしたため、B社では、これに基づき、平成7年4月21日、集金した顧問料等合計75万0031円を同口座に振り込んだ。
- (3) 甲は、通帳の記載から、入金される予定のない上記B社からの誤った振込みがあったことを知ったが、これを自己の借金の返済に充てようと考え、同月25日、D支店において、窓口係員に対し、誤った振込みがあった旨を告げることなく、その時点で残高が92万円余りとなっていた預金のうち88万円の払戻しを請求し、同係員から即時に現金88万円の交付を受けた。

〔設問1〕 上記【事例】における甲の罪責について論じなさい。

〔設問2〕 上記【事例】の(3)が以下のような場合の甲の罪責について論じなさい。

- (3) 甲は、通帳の記載から、入金される予定のない上記B社からの誤った振込みがあったことを知ったが、これをAに現金で返却しようと考え、同月25日、D支店において、窓口係員に対し、誤った振込みがあった旨を告げることなく、その時点で残高が92万円余りとなっていた預金のうち75万0031円の払戻しを請求し、同係員から即時に現金で同額の交付を受けた。その後、甲は同額をAに交付した。

2 0 2 6 年度②

小 論 文

(全 14 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文②

課題文を読んで、以下の設問Ⅰ・Ⅱに解答しなさい。

一般に平等はよいもの、不平等はわるいものと考えられている。しかし「平等とは何か」「不平等の何がわるいのか」といった問いは、必ずしも突き詰めて考察されていない。それゆえ「まやかしの言論」の格好の対象になる。悪意をもって使われない場合でも、人によって異なった仕方で用いられることもままある。

次のような例を考えてみよう。社会Aは、格差が小さく生活水準も高いが、特定の宗教やライフスタイルが義務づけられている。社会Bは、格差が大きく生活水準にもばらつきがあるが、信教の自由や幸福追求権が認められている。社会Cは、豊富な天然資源のため生活水準はきわめて高いが、一部の王族が権力を独占している。三つの社会が直面している不平等の問題はそれぞれ異なっている。

最初に、不平等の何が問題なのかについて概観しておこう。ロールズや彼の影響を受けた道徳哲学者トマス・スキャンロンが提示する、不平等に反対するさまざまな理由を参考にして、以下の四点を整理しておきたい。

- ①剥奪：恵まれない人びとに貧窮ゆえの苦しみを生み出す
- ②スティグマ化：社会的地位の不平等が特定の人びとを劣った者とみなさざるをえないような関係を市民のあいだにつくりだす
- ③不公平なゲーム：政治的・経済的な手続き上の公正さ（＝平等な者としての扱いを可能にする前提）を^{ゆが}歪める
- ④支配：社会的・経済的格差が政治的影響力に反映されるなど、一部の者が社会を牛耳るようになる

たがいに重なるところもあるが、これらを分析上で区別しておくことは有益である。それぞれを反転して得られる平等を支持する四つの理由、①生活保障・②優先的配慮・③影響の中立化・④非支配については、第2章で検討する。

第一の理由は剥奪（deprivation）である。これは直観的にもわかりやすい。不平等や格差が多大な社会では、恵まれない人びとの生活は非常に苦しいものとなる。いわゆる貧困の問題である。最貧国では多数の人びとの生存そのものが危機に脅かされているし、先進国でも少なからぬ人びとが相対的貧困の苦しい生活を強いられている。

剥奪という理由は、もっともわかりやすいゆえに、ある程度ゆたかになった社会で

手つかずにされることはない。現代社会は生活保護制度をはじめとする福祉制度を備えており、少なくとも公式上は貧困への配慮はなされている。だが同時に、そうした社会は必ずしも平等である必要はない。というのも、社会の富にそれなりの余裕があれば、格差自体を前提にしたうえで、恵まれない人びとの生活水準を確保することは可能だからである。

つまり貧困の除去は不平等と両立する。これはアダム・スミスが『国富論』（1776年）で述べた見解とも矛盾しない。彼によれば、分業がうまくいっている文明国では、最下層の人びとですらさまざまな恩恵を受けることができる。文明国には身分制に伴う格差が残っているとしても、度合いは未開国のそれとは比べものにならない。

社会の格差そのものは広がるとしても、結果的に貧しい人びとの暮らしが改善するとすれば問題ない。この考えは「トリクルダウン理論」として知られている。富裕層のさらなる富が低所得層へと徐々に^{トリクルダウン}滴り落ちるならば、絶対的な生活レベルでは誰も損をしていないため、その限りで不平等は正当化される、という主張である。トリクルダウン効果に対しては、実際にそうなるかは疑わしいとの批判もあるが、理論上の立場としてはたしかに想定可能である。

だとすれば、剝奪はもちろん不平等に反対する理由にはなるが、中心にあるとまではいえない。あるいは、剝奪への対処は平等の必要条件ではあっても十分条件ではない。理想的なトリクルダウン理論のようなものに反対しようとするれば、何か別の理由が必要となる。

補足しておけば、一般にトリクルダウン理論の支持者は不平等をさして問題視しないが、スミス自身はもっと奥深い考えをもっていた。たとえば彼は、みすばらしい服しかもっておらず、それゆえ恥を感じずに外出することができない人がいるのは問題だと考えていた。そこで次に、このような人間心理にもかかわる論点を確認しておこう。

第二の理由はスティグマ化（stigmatization）である。スティグマとは、その昔、奴隷や犯罪者を識別可能にするために^{うが}穿たれた烙印のことである。身体の特典部分に刺青などを入れられた人びとは、差別的な取り扱いを受けていた。転じていまでは、差別や偏見の対象となる社会的属性や負のイメージのことを指す。

一般的に言って、社会的少数派の人びとがもつ特徴や属性のうちで、当人による改変がしづらく、多数派の気分を害したり社会のセルフイメージを乱すものがスティグマとされやすい。病気・信仰・性的指向・行動様式といったものである。スティグマ

のレッテルを貼られた者は、実際にはそうではないにもかかわらず、劣った存在・社会に害をもたらす存在として差別される。これが不正であることはいうまでもない。

不平等はスティグマ化を悪化させるが、その根本には、少数派の卑屈・多数派の傲^{おご}りという情念がある。さしあたり三つほどの説明が可能である。

第一に、貧困自体から生じるものがある。貧しい環境で育った者はアウトサイダーになりやすく、無知に付け込まれたり社会的抑圧への反抗から、規範を逸脱する行動様式をしばしば身につける。深刻なケースとしては、ハンディキャップを抱えながらも適切な福祉サービスを受けることができず、否応なく犯罪を繰り返してしまう人びと（累犯障害者）の問題もある。

第二に、貧困対策から生じるものがある。貧窮者への対策として生活保護制度があることはよく知られている。しかし運用は必ずしもうまくいっていない。受給にはミーンズテスト^{ミーンズテスト}が必要だが、審査基準が厳しいこともあり、受給者は社会的な無能力者とのレッテルを貼られやすい。このことを怖れるあまり、実際には基準を満たしているにもかかわらず、劣悪な環境で働きつづける人も少なくない。

第三に、格差から生じるものがある。不平等が大きい社会では、富者はみずからを過大評価し、貧者を過小評価しがちである。格差はさらにさまざまな隔離につながり、両者はたがいに交わることなく、ステレオタイプの^{あざけ}嘲りや不信、恐れや怒りを増幅させる。そして抑圧が臨界点に達したとき、しばしば暴動や凶行が発生する。

次の文章は、半世紀以上も前に起こった、そうした事件に想を得て書かれたものだが、いまなおリアリティをもって響く。

貧困とはたんに生活の物質的な水準の問題ではない。それはそれぞれの具体的な社会の中で、人びとの誇りを^{くじ}挫き未来を解体し、「考える精神」を奪い、生活のスタイルのすみずみを「貧乏くさく」刻印し、人と人との関係を解体し去り、感情を^{こかつ}涸渇せしめて、人の存在そのものを一つの欠如として指定する、そのようなある情況の総体性である。

物質面の平等はもちろん重要だが、人はパンのみにて生きるわけではない。社会的スティグマがないことはそれとならんで、ある意味ではそれ以上に、人間らしい生活に欠かせないものである。

第三の理由は不公平なゲーム（unfair game）である。これは「機会の平等」にかかわるものだ。剝奪やスティグマの問題がひとまず解消されたとしても、平等がただちに実現するわけではない。生まれ育った環境次第で、いわば人生というゲームの難易

度は大きく変動するからである。

受験を例にして考えるとわかりやすい。昔は一部の恵まれた者しか大学生になるチャンスがなかった。貧しい人たち、特定の人種やジェンダーの人びとには門戸が閉ざされていた。いまではもちろん事態は改善されている。所定の手続きを踏めば誰でも入学資格をえられるし、ある程度までは公平性への配慮もなされている。逆境のうちに生まれようとも、東大やハーバードに合格することもできる。

そのような人は実際にいるし賞賛に値する。だが実際のところ、名門大学の学生の多くはさまざまな面で恵まれている。両親は高学歴・高収入で教育熱心であり、幼少の頃から進学校や塾で受験対策にいそしんでいる。そうでない子どもたちが同じ土俵で勝負しても結果は目にみえている。つまり、形式的な機会の平等だけでは充分といえない。

そもそも親が意識的でない場合、子どもが自発的に大学進学を志すケースは少ないように思われる。私が保育所・小学校・中学校をともにすごした同級生は30人いたが、田舎だったこともあり、そのうち大学に進学したのは5人しかいない。子どもは不思議と世間知に^た長けているもので、中学生くらいになると、おたがいの進路について暗黙の了解のようなものができあがっていた。

この予感は大体において当たっていたように思う。高校生になると私も塾に通い、運よく志望校に合格した。もちろん人並みに努力もしたはずだが、巡り合わせで最初からそう決まっていたような感覚がいまなおぬぐいがたくある。当時、不平等はいまほど広がっていなかったが、すでに「みえない格差」のようなものは存在した。

話を戻すと、人生で重要なイベントは受験にとどまらない。さまざまな時にさまざまな選択を迫られる。そして恵まれた人はよい結果、恵まれない人はわるい結果を引きやすいかもしれない。だとすればこれは、^{でめ}出目の異なるサイコロを振っているようなものだ。

あるいはそもそも、両者は同じ社会にしながら難易度の異なるコースを歩んでいる。たとえば突発的な100万円の借金は、安定した職や頼りになる人をもつ者にとってはそれほどダメージではないが、そうでない者にとっては人生に破滅をもたらす原因になりうる。

一見したところ問題ないが、実のところバランスを欠いた不公正なゲーム。社会や人生がそのようなものになっているとしたら、やはり平等が実現されているとはいえない。そうした社会は、一人ひとりを本当に平等な者として扱ってはいないからで

ある。

第四の理由は支配（domination）である。これは権力が一部の特権層に集中し、そのほかの人びとに恒常的な影響力をおよぼすようになった状態である。リベラリズム（自由主義）の目的のひとつは、権力の分立や制限によって、支配ならびに付随する悪影響を防ぐことにある。

とはいえ、いまなお支配のしるしは至るところにみられる。たとえば、政治家はみな等しい条件の選挙を受けて選ばれるはずだが、世襲政治家の割合は明らかに多い。裏口入学は禁止されているが、難関大学の学生は恵まれた家庭の出身者が大半である。エリートが相互につながりをもつことも少なくない。とりわけ、社会的・経済的な格差が政治的影響力に変換される場合、支配関係はあらわれやすい。

明らかなエリートの例でなくても、今日では学歴や所得の水準が似通った同士での「同類婚」の傾向が強まっている。年収 300 万と 600 万の人がそれぞれ同レベルの所得の配偶者をもった場合、世帯年収は 600 万と 1200 万となる。年収 300 万以下になると結婚や子どもをもつのを諦めるケースも多い。このようにして社会階層が再生産——あるいは非生産——される。

支配について二点を補足しておきたい。第一に、何らかの上下関係や権力関係が存在するからといって、必ず支配関係があることにはならない。一定の条件下で権限や待遇に違いを設けることは広く認められている。たとえば職業や職務による違いのようなものだ。しかし、同一人物やグループが恵まれた地位を占めつづけるような場合、とくにそれが適格な理由や手続きを欠くようなとき、そこには支配が存在する。

第二に、支配は必ずしも苛烈なかたちをとるとは限らない。支配者が独裁者となるケースもあるが、支配者は慈悲深い主人でもありうる。配下に一見やさしく接し、財やサービスをふんだんに提供してくれるかもしれない。だがそれは、配下が主人に反抗しない限りにおいてである。支配者は配下の自律や独立を嫌う。エンパワメントするのではなくクライアントにするのである。

支配関係——非対称的な関係の固定化——がある社会は平等なものとはいえない。一定の生活水準が保障されている場合でさえ、支配者と被支配者との隔たりは著しい。さらにいえば、慈悲深い主人であっても、余裕がなくなれば暴君と化すかもしれない。不平等に反対する四つの理由をあらためてまとめておこう。

①剥奪：恵まれない人びとに貧窮ゆえの苦しみを生み出す

②スティグマ化：社会的地位の不平等が特定の人びとを劣った者とみなさざるを

えないような関係を市民のあいだにつくりだす

③不公平なゲーム：政治的・経済的な手続き上の公正さ（＝平等な者としての扱いを可能にする前提）を歪める

④支配：社会的・経済的格差が政治的影響力に反映されるなど、一部の者が社会を牛耳るようになる

大まかにいえば、これらは①～④の順でわかりやすい。あるいは目にみえやすい。それゆえ、不平等の問題として対処されやすい。貧困（①）や差別（②）は放置されるべきではないという判断については、コンセンサスが成立しているといつてよいだろう。もちろん実際には、そうした問題に苦しむ人がまだ存在するとしてもである。だが少なくとも、貧困や差別を公然と肯定する政治家は、正当にも問題人物とみなされるはずだ。

不公正さ（③）や支配（④）については判断が割れてくる。貧困や差別がある社会で人生を送るのは困難だから何とかせねばならない、けれども根深い不平等が解消されたならあとは本人の努力・能力・やる気次第だ。こうした考えには一定の（多くの？）支持者がいる。逆境から立身出世した人もいるではないか。格差があってもそれなりの生活を送れるならよいのではないか。こうした主張はそれほど問題視されることはない。

①②を「みえやすい不平等」と、③④を「みえにくい不平等」とよぶとしよう。そうすると以下の立場を区別できる。本書の立場は「強い平等主義」である。

^{アンチ}反平等主義：「みえやすい不平等」も「みえにくい不平等」も対処する必要はない

弱い平等主義：「みえやすい不平等」は対処する必要があるが「みえにくい不平等」はそうではない

強い平等主義：「みえやすい不平等」も「みえにくい不平等」も対処する必要がある

まず「反平等主義」だが、本書ではこの立場を直接の考察対象とはしない。というより、貧困や差別は問題ないと断言されれば、率直にいつて返す言葉がない。剝奪やスティグマ化は不正なものであり大きな苦しみを与えるからだ。身近でひどい不平等を見聞きした人なら実感できるはずだし、良質のフィクションやドキュメンタリーをつうじてそのことはよくわかる。

「なぜ人を殺してはいけないのか？」という問いのように、哲学は常識の地平自体

を問いただすこともできる。しかし、哲学的反省のレベルをそこまであげるとすれば、平等と不平等についても別の本を書く必要があるし、資質や関心からして私はその資格を欠いている。本書は私たちがもつ常識や直観の分節化を試みるが、そこから離脱したりそれらを破壊したりはしない。それゆえ「反平等主義」は本書の守備範囲外となる。

つづいては「弱い平等主義」である。おそらくいまの社会でもっとも受け入れられている見解ではないだろうか。つまり本書の主要な説得対象でもある。そのなかには、③④がみえていない人もいれば、問題として把握しているものの、ほかの重要な価値（たとえば自由や経済成長）が犠牲になるため、是正は受け入れられないとする人もいるだろう。

最後は「強い平等主義」であり、以下の議論が定位するものだ。本書を手にした方にはこの立場の人も多いと思われる。もっとも、なぜ「弱い平等主義」よりも説得力があるのかについて、たんに直観に訴えることなく説明することはなかなか難しい。

本書は全体をつうじて、「強い平等主義」の立場から「弱い平等主義」を批判・説得することを試みる。以下では「見えやすい不平等」と「見えにくい不平等」を明確に分離することは可能かという問いを念頭におきつつ、三つの具体的な問題を取りあげたい。

まず最初に、「^{きゅうみん}窮民問題」を取り扱いたい。貧困を一応は解決したはずの社会に、ふたたび貧しさが——道徳の荒廃を伴って——回帰してくるという問題である。近代ドイツを代表する哲学者ヘーゲルは『法の哲学』（1821年）でこの事態を鋭く見抜いている。

ヘーゲルは好奇心が旺盛で、同時代の社会問題に関心をもっていた。『法の哲学』とそれにもとづく講義録からもそのことはうかがえる。彼は修業時代から経済学を勉強し、当時あらわれつつあった市場システムの特性を独自の仕方で把握した。「欲求の体系」としての市民社会（bürgerliche Gesellschaft; civil society）の分析は、『法の哲学』でも名高いセクションである。

市民社会は一方で市場システムをつうじて社会の富を増加させる。またそれは、人びとをさまざまな事業に参加可能にすることで、才能や資質の開花を導くアリーナでもある。だが他方で、勝者と敗者、もてる者ともたざる者がうみだされる。ときにそれは過酷なものとなる。

もちろん市民社会は、そうした問題に対処するための手立てを講じ、実際に対策す

る必要がある。すでに当時、たんなる救貧院のみならず、社会福祉の先駆けのような営みが行われていた。ヘーゲルはそうした各種の取り組みに一定の評価を与えている。

だがそれは、とても一筋縄ではいかない。貧困に限定しても次のような問題がある。まず、貧者を救うことは重要だが、一方的に施すだけでは誇りが失われてしまう。次に、公共事業などで雇用を創出すれば、そのしわよせが国内のどこかにいく。最後に、植民地経営や不公平な貿易に活路を求めれば、当然ながら他国が収奪の対象となる。

こうしたさまざまな問題にもかかわらず、最低限の生活保障があるなら事態はまだ最悪ではない。しかしそうした条件が崩れるとき——剝奪の問題が前景化するとき——窮民（Pöbel, rabble）があらわれる（「賤民」「浮浪者」とも訳される）。この「窮民」こそ、ヘーゲルの市民社会論における最大の問題だった。

窮民はたんなる貧民とは区別される。貧しい人びとは過去にいくらでもいたが、この時代になると市民社会で自己実現をめざすチャンスが一度は開かれた。窮民は、にもかかわらず、そうした可能性をふたたび閉ざされ、嘲りと貧しさのなかに生きている。この理想と現実のギャップが問題を一層深刻なものにする。

貧困に落ち込むことで、自分の労働によって生きているのだ、という誠実さと誇りが失われると、そこに窮民が登場してきます。窮民は、貧民とは別で、普通は貧乏でもあるが、なかには金持ちの窮民もいます。

貧困そのものが窮民を作るわけではなく、貧困と結びつく心理によって、はじめて窮民はすがたをあらわします。この心理とその害は以下の点にある。すべての個人は生計の道を見つける権利をもっているが、それを見つけれないと貧乏になる。が、かれは、生計の道を見つける権利が自分にあると知っているから、貧困は不法であり、権利への侮辱であると考えて、不満をつのらせ、その不満が正義の形をとります。

昔なら貧しさは自然がもたらす不運とみなされたかもしれないが、いまや貧困は社会に起因する不正義だと考えられるようになる。この認識自体はまちがっていない。だが窮民は、貧しいのみならず毀損^{きそん}された心情をもつゆえに、そうした鬱屈が満たされない場合、しばしば独善的な行動におよぶ。それは社会に荒廃をもたらす。

この問題が示しているのは、貧困のような「みえやすい不平等」が本当に解決するためには、より根深い「みえにくい不平等」への対処が必要ということである。経済成長や好景気がつづくとき、貧困の問題は解決したとみなされがちだ。だがそうした好条件は永続的なものではない。不公正や支配が放置されている場合、反動はおそろ

しいものになるだろう。

窮民問題は、狭義には①だが、より精確に言えば②から④までが複合的に作用した、きわめて深刻な事態といえる（なおヘーゲルも注意を促しているように、金持ちの窮民も存在する）。これは遠い時代や社会の話ではない。現代でも似たような問題は繰り返されている。

つづいて、「寡頭制問題」を考察したい。少数の富裕者が権力を握るという問題である。すでにこの問題も、古代ギリシアの哲学者たち、とくにプラトンとアリストテレスの師弟が鋭い検討を加えている。

アリストテレスは『政治学』において、よく知られた政体の類型論を考案した。それによれば、①誰が支配するか（一人／少数／多数）②統治の性質はどうか（公共の利益にかなっている／かなっていない）という二つの基準によって、六つの^{レジーム}体制が区別される。

^{オリガークー}寡頭制とは「少数の人が・公共の利益にかなっていない」政治を行う体制を指す。より具体的には、少数の富裕者による金持ち優遇政治のことである。またアリストテレスは、経済活動を二つに区別した。生計を立てるためになされる適切なものはオイコノミア、もっぱら金儲けのためになされる不適切なものはクレマティスティケとよばれる。前者には限度があるが、後者は際限なき拡張の運動とされる。

アリストテレスの体制論は、たんに社会制度のあり方だけではなく、人びとの道徳や性格とのつながりをも意識したものである。このことを、古代政治哲学の卓越した研究者でもあったレオ・シュトラウスは次のようにまとめている。

^{レジーム}体制は、社会にその性格を与える、秩序、形態である。体制は、それゆえに、生活の特別な遣り方（manner）である。体制は、共生としての生活の形態であり、社会のそして社会の中で生きる遣り方である。なぜなら、この遣り方は、ある特定のタイプの人間存在が優勢であることに、すなわち、ある特定のタイプの人間存在によって社会が明白に支配されていることに決定的に依存するからである。……体制は、社会の生活の形態、その生活のスタイル、その道徳的嗜好、社会形態、国家形態、政府の形態、法律の精神を同時に意味する。

つまり寡頭制的な人間とは、富をもっているのみならず、際限なく拡張する欲求（プレオネクシア）に絶えず支配されているような人間である。また彼は、富によって依存関係をつくりあげ、みずからに都合がよいように政治プロセスを歪める人間でもある。こうした体制や人間が不健全であるのはいうまでもない。

アリストテレスの師にあたるプラトンも、^{ポリテイア}『国家』で独自の寡頭制論を展開してい

る。原題の「ポリテイア」は、シュトラウスがいう意味での「体制」に対応する（「政体」「国制」とも訳される）。つまりこの政治哲学史上の最高傑作も、社会のあり方と人びとの性格のつながり、政治の正しさと個人の正しさの関係性をまさしく主題とするものだ。

アリストテレスの体制論がスタティックな類型論であったのに対して、プラトンのそれはダイナミックな移行論である。彼によれば、さまざまな体制は次のように推移する。

優秀者支配制→名誉支配制→寡頭制→民主制→^{せんしゆ}僭主独裁制

簡単にいえば、もっともすぐれた体制が次第にもっとも劣った体制へと劣化する。ここでは「寡頭制」と「僭主独裁制」にフォーカスしておきたい。まず寡頭制だが、それは、先代のすぐれた人びとがもっていた理知や気概が失われ、ただ金銭への欲望に長けた人間＝^{オリガルキコス}寡頭制的な人間が権勢を誇るような社会である。

「とにかく何かさもしくて」とぼくはつづけた、「どんなことからでも利益をあげては倉を立てるような人間なのだ。こういう人びとをしも、大衆は褒め讃えるものだがね。——こういうのが、あの寡頭制国家に似ている人間ではないだろうか?」。……「思うに、それというのも」とぼくは言った、「そのような人間は教育に心を向けなかったからなのだ」。

老舗企業の三代目経営者ではないが、このタイプの人物は経済的には富んでいても人間的には貧しく、ゆえにますます富の追求を自己目的化する。その結果、富者と貧者の格差はさらに広がり、それは不満を惹起^{じゃっき}し、数で圧倒的にまさる貧しい人びとが少数の金持ちを打ち倒すことにゆきつく。これが民主制、すなわち多数の貧者による政治である（プラトンとアリストテレスにとって、民主制は望ましくない体制であった）。

話はここで終わらない。民主制においては、わるい意味で「何でもあり」という風潮が社会を蚕食^{さんしょく}し——前口上で引いた「まやかしの言論」の場面はこの文脈で出てくる——人びとはやがて誰か一人を先頭に押し戴くことになる。これが僭主独裁制国家にほかならない。

^{タイラント}僭主とは暴君のことだが、最初から苛烈な政治をするわけではない。むしろ民衆の要求をかなえてやったりする。しかし他方で、僭主は自分の敵となる人物（つまり正義になかった人間）を孤立させ、社会を分断化し、次第に好き勝手にふるまうようになる。

「ゼウスに誓って」と彼は言った、「そのときこそ民衆は、やっと思い知らされ

ることでしょう、——自分がどのような身でありながら、どのような生きものを産み出し、かわいがって大きくしたかということ。そして追い出そうとしても、いまや相手の力のほうが自分よりも強いということ。』

これはまさしく、今日少なからぬ社会でみられるポピュリズム政治を連想させる。不平等の放置は政治にも多大なダメージを与える。「みえにくい不平等」を見過ごしていると、やがてそれは僭主制という「みえやすい不平等」にゆきつく。僭主の出現を阻止するためには、寡頭制問題に対処することが必要となる。

最後に「健康格差問題」を検討したい。不平等が大きい社会では健康格差も大きくなるという問題である。当たり前だと思われるかもしれないが、実のところ、社会的な要因はさまざまな仕方で人びとの健康に複雑な影響を与えている。

社会のあり方と健康のつながりの研究は「社会疫学」とよばれる。その知見によるなら、「不平等が大きい社会では健康格差も大きくなる」というのは、たんに「貧困層が富裕層と比較して健康状態がわるい」ことにとどまらない。「富裕層も含めた社会全体の健康状態がわるい」ことが実情なのである。

例としてはアメリカがわかりやすい。アメリカは、世界でもっとも繁栄しているとともに、世界有数の格差社会でもある。米疾病対策センター（CDC）の調査によると、2021年の平均寿命は76.1歳だが、これはそれほど高い数値ではない。コロナ禍が本格化する前の19年は79歳だったので、わずかなうちに3歳分も縮んだことになる。国際統計でみても、調査によって違いはあるが、世界約200カ国のうちで大体40位から60位に位置する。

細かくみていくと、まず性別で、男性73.2歳、女性79.1歳となっている。女性の寿命のほうが長いのは一般的な現象だが、人種別でみるとこうなる。白人76.4歳、黒人70.8歳、アジア系83.5歳、ヒスパニック77.7歳、先住民65.2歳。黒人と先住民の寿命は有意に短い、これはアメリカ社会の不平等が関係していると思われる。

ただし繰り返せば、白人の寿命もそれほど長くはない。さらにいえば白人も一枚岩ではない。近年では「絶望死」とよばれる現象に注目が集まっている。これはとくに、中年白人男性に多い、自殺、薬物の過剰摂取、アルコール依存症に起因する死を指す。調査で明らかになったのは、大学の学位をもたない人びとのあいだで、絶望死が有意に増加していることであった。

さらにいえば、恵まれた学歴や職歴をもち、裕福な暮らしを送る人びとも例外ではない。たしかに彼らは、自腹を切って質の高いサービスを受けることもできる。しか

し、能力主義が強固なアメリカ社会において、成功者でありつづけるためには、日々の絶え間ない働きが必要とされる。プレッシャーとの闘いのなかで心身に失調をきたす人は少なくない。結果として、あらゆる人がどこかしらを病みやすい社会ができあがる。

日本社会もこうした問題と無縁ではない。厚生労働省の調査によると、2020年の平均寿命は男性 81.6 歳、女性 87.7 歳であり、世界でもトップクラスを誇っている。だが細かくみれば、いろいろな問題が浮かんてくる。未婚男性の死亡年齢中央値は明らかに低く、なんと 67.2 歳である。絶望死につうじるメカニズムがあると推察される。日本でもこの数十年で社会的・経済的な格差が広がっているが、影響があらわれるにはタイムラグがあるので、これから平均寿命の数値やランキングが低下してゆくシナリオも考えられる。

さらにいえば、たんなる寿命ではなく健康寿命が重要だという話をすることもできる。健康とは、消極的には「ケガや病気がない状態」だが、積極的には「^{ヘルシー・ライフ}健やかな生活」といえる。大きなケガや病気なしに長生きしたとしても、懲役のように嫌な仕事に長年耐え、何の趣味や生きがいもない生涯だったとすれば、健康な人生だとはいいいがたい。逆にいえば、病気やハンディキャップを抱えていても、誠実にコミットできるものがあるなら、あたかもひとつの作品をつくりあげてゆくように、みずからの人生を生きぬく可能性が開かれる。

ロールズが『正義論』でめざした平等な社会は、まさしくこのようなコミットの成立可能性に配慮するものだった。彼はそのことを「自尊 (心)」というタームを用いて述べている。

第一に……自尊心 (self-respect) は自分自身に価値があるという感覚を含んでいる。すなわち、自分の善についての構想、つまりみずからの人生計画は、遂行するに値するというゆるぎない確信を自尊心は含んでいる。そして第二に、自分の能力の範囲内にある限り、みずからの意図が実現できるという自己の才能に対する信頼を、自尊心は含意している。

すなわち自尊とは、①自分にとって重要な生きがいがあり、②それを実際に追求することを実感できる、そのような場合に可能となる、重要な道德感情である。感情であるため直接分配することはできないが、正義にかなった社会は「自尊の社会的基盤」を保障しなければならない。何らかの価値観や生き方が不当に抑圧されている場合、その社会は人びとの自尊を損なっているのである。自分の価値観が正当に評価さ

れないとしたら人生は辛いものとなるだろう。

現実を目を向けると、残念ながら、^{セルフ・リスベクト}「自尊」の社会的基盤はまだ十分なものではない。人種やジェンダーによる差別は依然として残っている。また、そこまで明白な不平等でないとしても、近年では「セルフ・ネグレクト」とよばれる現象が注目を集めている。払ってしかるべき自身へのケアを怠ってしまうという問題である。生活が疎^{おろそ}かになり、体調に異変を覚えても病院に行かない、身の回りの整理ができずゴミ屋敷になってしまう、といったことが起こる。度合いがひどくなれば、絶望死にゆきつくこともあるだろう。

これはたんに当人の性格の問題ではなく、きちんとした生活をしていた人が、わずかなアクシデントをきっかけに陥ることも少なくない。私も生活が苦しかった頃、乱雑な部屋を片づけもせず、帰宅するとすぐ横になって自堕落に過ごす、という不健康な暮らしになりがちであった。仕事や研究にはやりがいを感じていたが、もしそれらを失っていたら、そして幸運な巡り合わせがなければ、自分もどうなっていたかはわからない。

絶望死やセルフ・ネグレクトの例が示すように、健康格差問題も一筋縄ではいかない。これもまた「みえにくい不平等」にかかわるものだといえる。たとえ絶対的な貧困がない社会においても、ホップズが『リヴァイアサン』で描いた自然状態での生——孤独で、貧しく、不快で、残忍で、しかも短い——を思わせるようにして、少なからぬ人びとが生涯を閉じているのである。

最後に、不平等が引き起こす三つの問題、窮民問題・寡頭制問題・健康格差問題に共通する点を指摘しておきたい。これらはそれぞれ、経済的・政治的・評価的な側面に注目したものだが、たんに不平等だけではなく、人びとのメンタリティに悪影響をおよぼすゆえに、一段と厄介なものとなっている。さまざまな不平等は組み合わせることで一層の悪影響をもたらす。

田中将人『平等とは何か-運、格差、能力主義を問いなおす』中公新書, 2025年, p.9-34 (出題にあたって、一部、原文(縦書き)・図を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。)

設問Ⅰ 不平等に反対する理由について、筆者の見解を 500 字以内で説明しなさい。
(100 点)

設問Ⅱ 筆者の唱える「強い平等主義」の立場から「弱い平等主義」に対する批判を説明し、政治における寡頭制の問題点について、平等主義の観点に照らして、あなたの見解を 1500 字以内で論じなさい。(200 点)

2 0 2 6 年度②

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法②

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ Xは、政治・行政に特化した記事を配信するニュースサイトを運営し、A県内に事務所を設けて活動している。Xのニュースサイトでは独自の調査に基づき、A県警で立て続けに生じていた問題（警官による不同意わいせつ、盗撮、超過勤務手当の詐取など）を批判的に報道していた。

20XX年5月中旬、Xはニュースサイトにおいて、A県警の警察官が市民の個人情報をもとめた巡回連絡簿を悪用して女性へのストーカー行為に及んでいたこと、しかし、事件を管轄する警察署に対してA県警本部長から「静観しろ」との指示があったことについて、A県警において告訴・告発され事件化した案件を記録した「事件処理簿一覧表」という内部文書とともに報道した。また、Xは同じ記事の中で、A県警内部で職員向けに配布された「刑事企画課だより」の存在も報道している。この文書は、無罪判決を受けた者からの国家賠償請求や再審に触れ、捜査資料の廃棄を促すものであった。Xの記事には、「A県警本部長をはじめとする、A県警の隠ぺい体質がどうしても許せない」という複数の内部資料提供者の声も紹介されていた。

A県警は、Xのニュースサイトの内容から県警内部から文書の漏えいがあったことを認め、6月に入り、約50人の態勢で警察職員による守秘義務違反の本格的な捜査に着手した。しかし、A県警あげての捜査にもかかわらず漏えいした者を特定する手がかりがつかめず、捜査はまったくの手詰まりとなった。そこで、8月、A県警は守秘義務違反の関係先としてXの事務所に対し、令状に基づく強制捜査を行った。その際、A県警はXのノートパソコンと携帯電話を押収した上、Xのノートパソコンに保存されていたA県警の「事件処理簿一覧表」及び「刑事企画課だより」のデータを、内部文書であることを理由に、Xの同意なく消去した。

上記の事例に含まれている憲法上の問題点について論じなさい。

Ⅱ 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第4条に、「衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する」と定められており、公職選挙法（昭和

25 年法律第 100 号) 第 9 条第 1 項に、「日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」と定められている。これらの規定のうち前者を改めて、それとの整合性を欠くことのないように最高裁判所裁判官国民審査法の別の諸規定も同時に改めることにより、同法に特別永住者などの定住外国人も審査権を有する旨を定めることは、国民主権の原理に抵触することになるかならないかについて論じなさい。

2 0 2 6 年度②

民 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民法②

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 抵当権の追及効(追及力)
- (2) 中間最高価格の賠償責任

II 次の問題〔1〕または〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

〔1〕 以下の文章を読んで各問に解答しなさい。それぞれの問は独立したものである。(100 点)

1. A(80 歳)は、配偶者が他界してから一人暮らしをしていた。Aは、2023 年の自宅近隣の神社の秋祭りの際に、B(30 歳)とたまたま世間話をする機会を持ち、それ以降不定期にBがAの自宅を訪れるようになり、Aの話し相手をしたり身の回りの世話をするようになった。2024 年の正月には、AはBにお年玉として1万円を渡し、それ以降はBの求めに応じて、5000 円程度の金銭を小遣いとして渡すようになった。この頃、BはAの話から、Aには100 万円以上のタンス貯金があり、いくつかの骨董品を所有していることを知った。
2. 2025 年4月1日、Bは友人Cを実際にはそうでないにもかかわらず骨董品の鑑定士としてAに紹介し、Aの所有する時価100 万円の掛け軸(以下「甲」という。)をCに偽物と鑑定させ、3000 円で買い取る契約をし、3000 円の支払と引換えにAから甲の引渡しを受けた。また、イミテーションの宝石(以下「乙」という。)を本物と称し、「今人気の宝石で1年後には必ず倍に値上がりする。」とCにもっともらしく説明させて、乙を100 万円で買い取らせる契約をし、100 万円の支払と引換えに乙をAに引き渡した。これらの契約の際、Aには正常な判断能力があった。
3. 同日中に、Bは、Aから受け取った100 万円のうちCに協力代として20 万円を支払い、残りの80 万円は消費者金融Dへの自己の借金の返済にあてた。
4. 2025 年5月1日、Bは、甲をEに100 万円で売り、現金で100 万円の支払を受けるのと引換えに、甲を引き渡し、Eはさっそく自宅に甲を飾った。

(問1)

AはBに支払った100万円を取り戻したい。B、C、Dに対して支払を求めることはできるか。なお、損害賠償請求を考える必要はない。(60点)

(問2)

Aは甲を取り戻したい。Eに対して甲の返還を請求することはできるか。(40点)

〔2〕 以下の事実を読んで各問に答えなさい。なお、各問はそれぞれ独立した問である。(100点)

[事実]

1. Aは京都西陣にある呉服店であり、古典柄から現代的な個性の強い柄まで様々な呉服を取り揃えていたため、若者に人気であった。
2. 2025年3月末、京都市在住のB(36歳)は、友人が就職後配属先の横浜で知り合い交際を続けてきた男性と2025年7月7日に地元京都で結婚式を挙げると電話で伝えられ、ぜひとも出席して欲しいと招待された。Bは二つ返事で出席すると告げ、これを機会にAで着物を仕立ててもらい、結婚式に着用しようと考えた。
3. 2025年4月7日、Bは、Aの店舗でひときわ華やかな柄の反物を選び、Aに、この反物を訪問着に仕立てて欲しいこと、結婚式の1週間前である2025年6月30日に自宅に届くように送って欲しいと伝えたところ、Aはこれを了承し仕立て代・送料込み50万円で契約が成立した。
4. Aは仕立て職人のCに、出来るだけ余裕をもって仕立て上げ、配達日を2025年6月30日に指定してBの自宅に送付するよう指示した。
5. ところが、職人として妥協を許さない性格のCは、仕立て作業のひとつひとつにこだわりすぎ、その結果、訪問着の仕上がりが大幅に遅れ、2025年7月10日午後、完成した訪問着をBの自宅宛に発送した。

(問 1)

Bは、着物レンタル店で1万円を支払って借りた訪問着を着用し、友人の結婚式に出席した。BはAに対し、着物のレンタルにかかった費用の負担と、友人の結婚式にAに注文した訪問着を着て出席できなかったことについて責任を負わせたいと考えている。BはAにどのような法的主張ができるか。Bの請求に対し、Aからなされうる反論にも言及しつつ答えなさい。(40点)

(問 2)

訪問着は2025年7月11日にBの自宅に届いた。Bは、訪問着を友人の結婚式に着て行けなかったことを残念に思っていたが、訪問着の柄をととても気に入っていたので、今後、いろいろな機会に着ればいいやと気を取り直し、箱を開封した。ところが、Cが慌てて荷造りをしたために雑な包装であったことから、配送中のトラブルで訪問着の袖の部分には広範囲な糸飛びが生じ、また、大雨で箱に水がしみ込んだせいで肩から胸にかけての柄の部分に目立つシミがついてしまい、修復は不可能であった。

① 同じ反物が存在する場合、BはAに対してどのような法的主張ができるか。

(30点)

② 同じ反物が存在しない場合、BはAに対してどのような法的主張ができるか。

(30点)

2 0 2 6 年度②

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法②

次の問題Ⅰ・Ⅱにつき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計 100 点)

Ⅰ 京都市に本店を置く甲株式会社（以下「甲社」という。）は、和装小物の制作・販売をその事業内容とし、江戸時代に創業された老舗である。甲社は、その定款に譲渡による株式の取得について会社の承認を要するものの定めがある。また、甲社はその機関として、取締役会と監査役を置いている。甲社は、高級品の京都でのお得意様向けの対面販売を中心としながらも、近年は、中低価格帯の品物の全国向けインターネット販売も始めている。令和 7 年 4 月の甲社の役員は、代表取締役社長 A、常務取締役 B（A の弟）、取締役 C（A の長男）、監査役 D（A の夫）である。B は、姉である A のもとで営業を担当しているが、経営全般への口出しは許されておらず強い不満を抱いてきた。同年 5 月、B は、知人の E が全額出資していた乙株式会社（以下「乙社」という。）の代表取締役に就任する（以下「本件就任」という。）とともに、その個人資金で乙社に出資し、乙社の 40 パーセントの株式を保有した（以下「本件出資」という。）。なお、B は、本件就任や本件出資につき、甲社の取締役会には諮らず、また、甲社の他の役員にはその事実を秘匿していた。乙社は、滋賀県の長浜市に本店を置き、和装や洋装の小物の制作・販売や、和食店、喫茶店の経営を行っている。B は、本件就任に伴い、新たに、乙社でもインターネットによる和洋装の小物の販売を始めた。また、B は、甲社での部下 2 名に声をかけ、甲社を退職し乙社に入社するように勧奨した（以下「本件勧奨」という。）。声をかけられた 2 名は、普段から甲社での処遇に不満をもっていたことから、渡りに船とばかりに退職勧奨に応じ、乙社に移籍した。なお、当該 2 名は、甲社では業績にはあまり寄与していなかった。

同年 9 月、A は、内部告発等により、本件就任や、本件出資、本件勧奨の事実を掴んだ。甲社として、B に対してとれる法的措置を検討しなさい。(50 点)

Ⅱ 大阪市に本店を置く X 株式会社（以下「X 社」という。）は、不動産仲介を事業内容とする公開会社であるが大会社ではない。X 社は、監査役設置会社である。X 社の定款上の発行可能株式総数は 4000 株であり、令和 7 年 9 月時点での発行済株

式総数は、2000 株である。X 社では、近年の業績不振から、貸借対照表上で欠損が生じており、欠損の解消のために新株発行を行うこととした。X 社は、適法な手続きにより 1000 株の新株を発行し、その全てを、X 社の代表取締役である Y に割り当てることとした（以下「本件新株発行」という。）。Y は、1 株当たり 1 万円、合計 1000 万円の払込金額につき（以下「本件払込金額」という。）、同年 10 月 1 日に甲銀行の X 社口座に振り込んだ（以下「本件振込」という。）。なお、本件払込金額は、公正な価額であった。Y は、同年 9 月 25 日に、乙銀行から個人として 1000 万円の融資を受け（以下「本件借入」という。）、当該 1000 万円をもって、本件振込に充てた。その後、同年 10 月 10 日に、Y は、X 社代表取締役として、1000 万円を、甲銀行の X 社口座から引き出し、同月 15 日に、本件借入の乙銀行への弁済に充てた。同年 11 月 1 日に、Y は、本件新株発行による 1000 株をその配偶者である Z に無償で譲渡し、名義書換を完了した。Z は、上記の一連の経緯につき善意であった。

上記の一連の経緯を踏まえ、X 社として、Y に対していかなる請求が可能か検討しなさい。また、同年 12 月に招集された X 社の株主総会で、Z がその議決権を行使できるかにつき検討しなさい。（50 点）

以上

2 0 2 6 年度②

刑 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法②

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み〔設問〕に答えよ（特別法違反の点は除く）。

【事例】

- (1) 甲は、2名と共謀の上3月6日午前3時40分ころ、普通乗用自動車後部のトランク内にVを押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にし、同車を発進走行させた後、呼び出した知人らと合流するため、市内の路上で停車した。なお、同車のテールランプはついてしたが、ハザードランプはついていなかった。その停車した地点は、車道の幅員が約7.5 mの片側1車線のほぼ直線の見通しのよい道路上であった。
- (2) 上記車両が停車して数分後の同日午前3時50分ころ、後方から普通乗用自動車が行き過ぎてきたが、その運転者は前方不注意のために、停車中の上記車両に至近距離に至るまで気付かず、同車のほぼ真後ろから時速約60 kmでその後部に追突した。これによって同車後部のトランクは、その中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていたVは、第2・第3頸髄挫傷の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。

〔設問〕 【事例】における甲の罪責について、論じなさい。なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及し、自らの見解（①及び②で記載した立場に限られない）を根拠とともに示すこと。

- ① 甲に監禁致死罪が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- ② 甲には監禁罪が成立するにとどまるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

Ⅱ 次の【事例】を読み、〔設問 1〕および〔設問 2〕に解答せよ（特別法違反の点は除く）。

【事例】

- (1) 甲は、自己の経営する会社の運転資金として A から金 100 万円を借り受け、その担保として自己所有の家屋（課税評価額 200 万円）一棟に抵当権を設定し、その抵当権登記に必要な白紙委任状、印鑑証明、権利証を一括して A に交付した。
- (2) その後、甲は、さらに、自己の経営する会社の発行した額面 100 万円の手形の決済のための資金が必要となったため、B から金 100 万円を借り受け、その担保として上記自己所有の家屋一棟に抵当権を設定し、その抵当権登記に必要な白紙委任状、印鑑証明、権利証を一括して B に交付した。
- (3) 上記家屋に設定された抵当権については、A よりも先に B が登記をしたため、結果的に A の抵当権は二番抵当権として登記されることとなった。

〔設問 1〕 上記【事例】において以下の事情があった場合の甲の罪責について論じなさい。

- (4) A が登記をしなかったのは、甲が A に来月払うからといって一ヶ月毎に手形の書き替えをしたので登記をすることができず、さらに、甲は「来月こそ払うから登記をしないでほしい。君に弁済する前に他に担保に供して金を借りることはしない」と述べたからだという事情があった。

〔設問 2〕 上記【事例】において以下の事情があった場合の甲の罪責について論じなさい。

- (5) 上記(4)と異なり、A が登記をしなかったのは、A が甲からの登記を済ませてほしいという督促にもかかわらず、多忙等の理由で登記手続きを怠っていたためであった。その間、甲は、自己の経営する会社の発行した額面 100 万円の手形の決済期日が迫り、不渡りを出す虞のある状態に陥っていた。

2 0 2 6 年度③

小 論 文

(全 12 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文③

課題文を読んで、以下の設問Ⅰ・Ⅱに解答しなさい。

人間は、知らず知らずのうちに物事を分類して生きている。物や人の似ているところをほとんど無意識的に探し、一つのカテゴリー（集団・集合）にまとめる。そして、異なるカテゴリーの間にある違いを強調しはじめる。たとえばつい、日本人という集団と外国人という集団を区別し、「日本人と違って外国人は〇〇だから」と言ったり、男性と女性を分けて、「男性と違って女性は〇〇だから」と言ったりしてしまう。

このカテゴリー化は、人種や国籍、性別などの大きい集団よりさらに小さい単位でも生じる。「うちの大学と違ってA大学の人は〇〇だから」「うちの会社と違ってB社の人は〇〇だから」「うちの市と違ってC市の人は〇〇だから」。このように、人間は無意識のうちに、世界に境界線を引いて生きている。

人間の情報処理能力には限界がある。カテゴリー化は、物事を雑多な個として見るのではなく、集団・集合として見る分、情報量が少なく脳への負担を減らしてくれるという点で、便利なツールでもある。B社について語るとき、いちいちB社に属するすべての人の特徴を考えて話すのは現実的ではない。

ただ、カテゴリー化にはいくつかの負の側面がある。

まず、「自分が属する」集団（たとえば日本人）とその他（たとえば外国人）を分けることで、自集団を^{ひいき}贖し、その他の集団に対して否定的な態度をとることが多くなってしまう。このような傾向は、実は集団間に明確な違いがなくても生じることがわかっている。運動会ではチームを分けることが多いが、たまたま紅組になった人は自分の属する紅組を応援し、白組に負けて欲しいと思うだろう。紅組と白組を分ける基準は特にないにもかかわらず、自然と紅組を味方と認識して、白組が敵となってしまう。

たまたま日本人として生まれてきた人は、自らを日本人として認識し、他の国やそこに生まれた人を敵視しないまでも、日本の良いところ、日本人の良いところを探してしまう。大谷翔平の活躍に多くの人が熱狂しているように、世界で日本人が活躍すると自分のことのように嬉しい。

これは、性別でも同じことが言える。たまたま男性として生まれた人は、自らを男性グループの一員と認識し、女性を別のグループとして認識する。そして現代社会では、社会のいたるところで性別を意識させられる機会があるため、この認識は時間と

ともに無意識のうちに強化される。パスポートには性別が記載されているし、「女性枠」という優遇策も男性・女性というカテゴリーを否応なく意識させてしまう。

もちろん人のアイデンティティが多層的であることにも留意しなければならない。

たとえば、広義の「女性」というカテゴリーに分類されている人々の中であっても、男性を好きになる人、女性を好きになる人、好きになる人の性別を問わない人、恋愛感情をそもそも抱かない人など、性的指向はさまざまだろう。自分が同性愛の女性グループに属していて、そのグループに最も親近感があるという場合には、女性であっても他の性的指向を持つ女性グループに反感を抱くこともあるかもしれない。

カテゴリー化のもう一つの問題は、集団を線引きした後に、自分が属しているかなにかにかかわらず、集団に何らかのレッテル（社会的評価）を貼ってしまう点である。

日本を訪れる外国人旅行者が近年急増しているが、日本人に貼られるレッテルの中には「日本人は礼儀正しい」という（一見）ポジティブな評価もあれば、「日本人は本音を言わない」というネガティブな評価もある。そのような評価に基づいて、「日本人は〇〇だから」という言葉が顔を出すと、差別につながる。「女性は数学ができない」という評価が差別につながるのと同じロジックである。

人はついつい、一人一人の個性を無視して、何人か、男性か女性かといった大きな括りで人を見てしまう。そうしたカテゴリーに社会的な評価が紐づけられたとき、「押し付け型」差別につながる回路が起き上がる。

そして、カテゴリーに一度含めたはずの他者がその集団に対して持つイメージからはみ出そうとすると、脳が危険信号を出す。「日本人は礼儀正しいのに、なぜあなたは違うのか？」これが「日本人なのに〇〇」という「懲罰型」差別につながっていく。

このようにカテゴリー化は、集団への社会的評価を生み出し、差別の前提となっていることがわかる。

ここで、個人が複数の集団に属するとして（〇〇県出身、××大学卒、△社のAさんなど）、人はどの集団カテゴリーをもとに他者を分類するのだろうか。たとえば事前情報がない状態（年齢や出身校なども知らない）で初対面の人に会ったとき、あなたはその人を、どのように認識するだろうか。

年齢カテゴリーを使って、「Aさんは年配か（あるいは若い人か）」と無意識に考える人もいるかもしれない。多民族国家なら、人種カテゴリーが重要で、「Aさんは白人か（あるいは非白人か）」と意識することもあるかもしれない。外国人労働者が増えた日本でも「日本人か外国人か」という点は一つの判断基準になってきているかもしれ

ない。

しかし今の日本においては、初対面の相手をカテゴリー化する際、性別が最も大きな判断基準になっているのではないだろうか。事前情報がない誰かと初めて会うとき、頭の中で、「Aさんは女性か」、あるいは「Aさんは男性か」とほぼ無意識のうちに性別で分類してしまっていないだろうか。

仮にそうであるとすれば、「女性」「男性」というカテゴリーにはすでに社会的な評価が紐づけられているので、わたしたちは無意識のうちに「女性のAさん」を見たときに「女性だから〇〇だろう」と考えてしまうことになる。

そして、Aさんが他の女性とは違う言動をするとAさんは「女性なのに〇〇」と感じてしまう。「女性」という集団を意識することで、「男性」との差が強調され、それぞれの社会的な評価をあてはめてしまい、その結果として、差別が生じてしまうのである。

ということは、「女性」という集団を意識する機会が少なくなれば、集団に社会的評価が紐づけられる機会も減少し、差別につながることも減るかもしれない。

ではたとえば、ファンタジー小説のように聞こえるかもしれないが、「女性」（そして「男性」）というカテゴリーそのものを解体してみるのはどうだろうか。

人はどうしてもカテゴリー化をしてしまうので、いきなり女性を「女性」として見るなどというのは無理な話かもしれない。女性を恋愛対象としている男性は、「女性」というカテゴリーをいきなり取り払うように言われても、難しいと感じる人が多いだろう。

では、無理のない提案として、より「大きい」カテゴリーに「女性」も含めてみるというのはどうだろうか。

たとえば、同じ会社にいる人を皆「同僚」と括れば、自分と相手も含めて、より多くの人がこのカテゴリーに属することができる。男性も女性も、障がいを持つ人も、全員「同僚」ということになり、はみ出すものが少なくなるはずである（たとえば「女性」のAさんではなく「同僚」のAさん）。「同僚」を主たるカテゴリーとして考えると、他のカテゴリー（たとえば「女性」）につきまとう社会的評価を気にすることは少なくなるかもしれない。

ただし、「同僚」という集団にも（他者・他社からのものも含めて）社会的評価がつきまとうので、カテゴリー化の呪縛からは完全には逃れられない。日本に住む人を「男性」「女性」としてではなく、すべて「日本人」として見るとしても、「日本人」に対

する社会的評価は存在するので（たとえば海外の人からの評価）、それが「日本人」にも、「日本人」ではない他者の行動・考えにも影響を与えてしまう。

そう考えると、大きなカテゴリーではなく、より「小さい」単位のカテゴリーで人と接することも一つの手かもしれない。

究極の最小単位は、「個人」である。人を何らかの社会的集団の一員としてではなく、一人の個人として扱うということだ。扱う情報量が多いため、その分、脳への負担は大きくなるだろうが、カテゴリー化がもたらす弊害、たとえば自集団最良や集団にレッテルを貼ることから来る差別は生じにくくなる。

「個人」として人を見るということは、たとえば、「同じ会社の日本人の男性」には、会社についての社会的評価、日本人としての社会的評価、男性としての社会的評価が伴ってくるが、それらをすべて取っ払って、一人の人として見るということである。

ただし、これは「人間」あるいは「地球人」集団の一部として人を見ることとは全く異なる。結局、集団としてのカテゴリー化は、その集団内の同一性を強調してしまうことにもなるからだ。そうではなく、その人を個人として見ることで、人それぞれの個性はいつそう強調されることになる。たとえその人に何かネガティブな特徴があるとしても、それは集団とは関係のない、その人個人が持つネガティブな特徴であって、集団についてまわる社会的な評価がその人に影響することはない。

もちろん、カテゴリー化のレベルを変えることができる人が増えたとしても、社会に蔓延する格差がただちに解消することはないだろう。

それでも「数学ができない」というおまじないのような社会的評価が、格差を長期的に生んでいることを考えれば、より多くの人がこのような努力をすれば、徐々にではあるが、抵抗勢力を生まない形で社会は変わっていくだろう。少なくとも、こうした努力をする人たちについては、「女性だから」「女性なのに」という考え方をすることは減るからだ。

そしてこの「カテゴリー化のレベルを変える」キャンペーンはファンタジーではない。カテゴリー化について明確には触れられていないが、近年よく見かける「ジェンダーレス」や「多様性（ダイバーシティ）」はこの考えに近い。

「ジェンダーレス」とは、仕事や社会における男女の区別をなくして、社会に存在する性差別・格差をなくしていこうという考え方である。

日本でも、看護婦から看護師、保母から保育士へと、いくつかの職業の名前が変わったが、これは「看護や保育は女性がやる仕事」という考えを改める意味がある。

ファッションでも男女の違いを意識しない服が増えてきたし、学校でも「Aくん」「Bちゃん」と言うことが少なくなってきた。「Aくん」と呼べば、ついAが男の子であるということを意識してしまう。「Aさん」と呼ぶことで、周りの人もA自身も、男の子に紐づけされた社会的評価を意識することが少なくなる。

繰り返しになるが、ここで重要なのは、「男の子のAさん」や「女の子のBさん」とカテゴリー化しないことであり、一人の子どもを個人として見ることである。人はなかなか習慣を変えられないので、無意識的に「Aさんは男の子だから」という考えが生まれてくることは仕方ない。ただその場合でも、できる限りカテゴリー化の回数を減らす努力をすることが重要となる。

いやいや、私は「男の子」を「Aくん」と呼びたいし、「女の子」は「Bちゃん」と呼びたい。「俳優」ではなく「女優」と呼びたい。そう考える人は多いかもしれない。もちろん、それ自体は個人の自由だろう。

しかし、こうした呼び方によるカテゴリー化が、男性や女性に対する社会的評価の押し付けにつながっていること、さらには、前述したような社会的な対立を生み出す要因にもなっていることについても、一度立ち止まって考えてみてほしい。

他方、もう一つ最近よく耳にする「多様性」とは、「人種、年齢、性別、能力、価値観などさまざまな違いを持った人が同じ集団の中で共存できること」という意味である。

ビジネスの世界では、多様なアイデアが生まれる土壌を作ることが、企業の競争力を高めると考えられており、多様性（ダイバーシティ）の推進を多くの企業が実践してきた。女性の社会進出が活発になるにつれ、日本でも多くの企業が「女性枠」という形で女性を受け入れようとしている。これから女性職員が増える企業は（既存の状態よりもアイデアが多様化するという意味で）競争力が高まっていくかもしれない。

ただ、多様性を重視することで得をするのは、多様性が競争力を高めるという意味では企業（たとえば経営陣）であり、社会でこれまで疎外されてきた個人（たとえば女性）である。これまでの社会で優位を保ってきたグループに属する個人（たとえば男性）に直接的な利益はなく、むしろ多様性政策が推進されることで、仕事がなくなるなど不利益の方が多くなると感じるかもしれない。

また、上記のような多様性の施策で問題となるのは、本章で強調してきたことでもあるが、既存の社会集団が意識されたまま、集団としての多様性を認めようとしている点である。

「女性も集団の一部として差別されることなく共存できるようにしよう」「外国人も、同性愛者も、障がいを持つ人も、分け隔てなく共存できる社会を作りあげよう」

志そのものはよいが、それでは結局、「女性」「外国人」「同性愛者」「障がいを持つ人」がカテゴリーとして残りつづけるばかりか、強調されてしまう。

結果、個々人は、それぞれが属する集団に紐づけされた社会的評価の呪縛から逃れられない。共存が実現するどころか、集団が強調されることでグループ対グループの構図が生まれ、対立はむしろ激化するかもしれない。たとえば「女性枠」によって仕事を得られなかったと考える人は、「女性」に仕事を奪われたと考えてしまうだろう。

近年のアメリカでも、女性だけでなく、黒人をはじめとする社会的弱者への優遇措置に対する反発から、多様性に対する拒否感が高まっていることはすでに述べた。こうした反発に呼応する形で、トランプ大統領は 2025 年の大統領就任演説で「私は社会のあらゆる場面で、人種や性別を社会的に考慮した政府の政策を終わらせる」と高らかに宣言し、多様性政策の廃止と能力主義の復活を強調していた。

しかしそもそも、本書の議論を踏まえると、アメリカの（反）多様性推進策は「リスクの高い」政策である。アメリカでは、多様性推進政策＝「黒人や女性など特定のグループを優遇するもの」というイメージがついてしまったからだ。トランプ大統領の反多様性政策も、彼以前の多様性推進策も、どちらも最終的には「集団 vs. 集団」という社会的な対立を深めてしまっている。

これでは「本来の多様性」を目指す施策の意義が失われてしまう。真の多様性を社会に根付かせるには、集団を強調しない形で多様性を目指すことが求められる。そうすることができれば、不必要な反発は抑えられ、持続可能な多様性の実現につながるだろう。

多様性推進の試みに関連して、女性の意見をもっと社会に反映させようという動きも多方面で見られる。その際、「女性ならではの感性」で社会・会社を良くしてほしいという政策の「趣旨」が述べられることも多い。

当然のことではあるが、社会の半分は女性で構成されており、社会の消費活動（経済的商品だけでなく、文化的商品も含めて）の半分以上を女性が担っている。そう考えると「女性ならではの意見」を出すことが、会社や政治の場面で重宝されるのも当然かもしれない。

しかしそもそも、「女性ならではの意見」が「重宝」されることの背景には、社会の多くの場面で意思決定権を握っているのはいまだ男性であり、「似たり寄ったり」

の人が社会や会社の仕組みを決めているという現状がある。その実態が、出てくるアイデアも画一的になってしまう事態を引き起こしている。

そのような実態を省みず、「女性ならではの感性」を使ってブレイクスルーしてほしいと対症療法的に頼まれても、まずはおおもとの原因であるところの「男性優位の社会」を変えてほしい、「女性だから」といった押し付けはやめてほしいと女性の側から非難されるのは当然である。

カテゴリー化に関して言えば、「男性優位の社会」においては、男性として生まれた場合、「男性ならではの意見」を出さずとも、「個人」で評価され、仕事をもらえる。男性は前述したようなカテゴリー化の難を自然と逃れていると言えるだろう。これに対し、女性として生まれたからといって、なぜ「個人」ではなく「女性」であるという点が評価され「女性ならではの感性」のために仕事をしないといけないのかという不満が、女性の側に募る。

そして、こうした女性側の不満^{たいじ}に対峙して、ときに男性側にも不満が募る。「女性」を尊敬するからこそ、「女性ならではの感性」を使って社会や会社に貢献することを頼んでいるのに、なぜそれを批判されるのだろうか、と気分を害してしまう男性もいるだろう。この男女間の感覚のずれは、男女平等を急速に目指す日本にあって特に見られるものかもしれない。

多様性を積極的に進めようとする姿勢はよいものだろう。

しかし、その人の性別や出身地といった「属性」に基づいて受け入れるのでは、社会的評価の呪縛から逃げることはできない。「女性ならではの〇〇」「同性愛者ならではの〇〇」で人を評価するのではなく、その人の個性を受け入れ、「Aさんの」「Bさんの」多様なアイデアを社会に取り入れていこうと試みること。「女性」としての違いを認めるのではなく、「個人」の違いを認めるのが、多様性（ダイバーシティ）の本来あるべき姿だろう。

これは、先の「カテゴリー化のレベルを変える」キャンペーンと同じことである。社会の最小単位のカテゴリー（個人）を重視し、共生を目指していくのである。

多様性に関する三つの考え方をまとめている。

左側の社会は男性優位の社会であり、女性は社会の外側に疎外されている。

真ん中の社会では、多様性が進められ、女性が社会に進出しているものの、女性は個人としてではなく「女性集団」の一部として見られている。これが多くの先進国の現状かもしれない。

これに対し右側の社会が「ほんとうの多様性」のイメージ図だ。男性も女性も個人として社会で共存している。このような社会では、たとえある男性が、多様性が進む中で女性に仕事を奪われたとしても、それは女性というグループのせいではなく、他の個人との競争の結果として起きたものと考えることができる。したがって、社会において「男性対女性」の対立が先鋭化する可能性は少なくなる。

最後に、本書ではここまで「女性枠」などの優遇策についてさまざまな否定的な側面を指摘してきたが、こうした施策を全くなくしてしまうというのは、あまりに極端な選択である。

男女に対する社会的な評価が根強く残り、男女格差が大きい社会では、一人一人の自己努力で公正な社会を作ることは難しい。

特に女性は「家事をしないといけない」「リーダーになることはできない」「資格をとらないといけない」「数学ができない」といった看板を、生まれたときから背負っていかないといけないために、男性と同じレベルの成功を掴み取るには、男性以上の努力が必要となってしまう。そのような社会においては、優遇策があることで、女性が男性と同じ景色を見ることができる可能性が高まるという側面もある。

また、競争力を向上させたい企業や団体（大学を含む）、政府においては、短期的な施策として女性枠を活用し、優秀な女性を積極的に採用することは有効だろう。

昇進の場面でも、形としてでも女性を優先的にリーダーへ昇格させる取り組みも必要だろう。女性のリーダーが増えることで、ロールモデル（お手本になる人）が増加し、「女性だから〇〇」「女性なのに〇〇」というネガティブな評価が、長期的にはポジティブな方向に変化するかもしれない。

特に、今の日本ではまだ女性枠に対する大きな反発は見られず、それを「ずるい」と感じる人は他の国ほど多くはなさそうだ。

これは、女性の社会進出が進みつつあるとはいえ、依然として男性が優位な立場にある場面が多いため、女性枠の導入が「不公平」ではなく「必要な是正措置」として認識されやすいことが背景にあるのかもしれない。

しかし今後、女性枠がさらに拡大し、それによって男性の機会が制限されると感じる人が増えてくると状況は変わり、アメリカのように強い揺り戻しが起こる可能性がある。特に、若い世代の男性の中には「自分たちは生まれたときから平等な競争をしてきたはずなのに、女性だけが優遇されるのはおかしい」と考える人が増えてくるかもしれない。こうなると日本でも女性への積極的な優遇政策に対して、一部の男性が

「逆差別だ」と反発する動きが強くなるだろう。

実際、女性枠を活用して公平性を確保するためには、今のタイミングが最適である可能性が高い。NHK 放送文化研究所による 2022 年の「家庭と男女の役割に関する国際比較調査」では、女性への優遇策を導入すべきだと答えていた人は、回答者全体の 7 割を超えていた。この結果を素直に受け止めるならば、現時点では、制度導入に伴う摩擦も比較的少なく、「公平な競争環境を整えるための施策」として社会全体に受け入れられる可能性が高いと言える。

また、女性枠などの優遇策は短期的な措置であることを最初から強調することが重要かもしれない。たとえば、台湾では議員の一定数を女性に割り当てる「クオータ制」を導入することで女性政治家の数を増やそうとしているが、一期目に女性枠で当選した後、二期目には女性枠から「卒業」し、制度を必要としない女性も多いようだ。このように優遇策は長期的に維持する必要はないことを強調することで、一部の政治家やインフルエンサーが優遇策を争点化し、人々の反発を煽ることを防ぐことができるかもしれない。

ただ、すでに述べたとおり、「女性枠」を用いるだけでは不十分である。「理想の上司」「理想の先生」「理想のリーダー」といった固定観念とのギャップが生じる可能性があるためだ。これを補うにはまず、現在管理職に就いている人が「女性」や「男性」といった社会的な評価が個人の行動に影響を与えている事実を意識することが鍵となる。

この際、単にカテゴリーを変えて「同僚」や「個人」として女性を捉えるだけでは不十分だろう。たとえば「恋愛ペナルティ」の結果として「おしとやか」に振る舞う女性がいる場合、その行動が会社の既存の評価基準にそぐわないとしてマイナス評価につながる恐れがあるからである。この点を考慮すると、企業側が会社の評価基準そのものを見直す必要があるかもしれない。理想の（男性）リーダー像に基づく既存の評価軸にとらわれず、柔軟な評価基準を設けることで、女性に行動を変化させる負担を強いることなく、多様性と競争力を備えた組織を構築することができるだろう。

今の日本社会では、多くの場面で、女性は男性と同じ景色を見られていない。ビジネスの場、政治の場、家庭の中ですら、その立場や期待される役割が異なっている。その背後には、多くの場合、差別が関わっている。これは紛れもない「事実」だろう。

しかし現代社会において、このような「事実」はあまり意味を持たないかもしれない。

なぜなら、人々の行動を動かすのは「価値観」だからだ。

たとえデータが「女性の賃金は男性より低い」と示していても、「それは努力の差では？」あるいは「能力の差では？」と思う人はいるだろう。また、それが差別によるものだとしても、「差別の何が悪いの？」という人もいるはずだ。同様に、女性が管理職に就く割合が低いのは事実だが、「男性の方がリーダーに向いている」と信じている人は日本ではまだ多いだろう。

事実より重要なのは価値観だとすると、多くの人の価値観が変わっていけば、人々の行動や認識も変化するのかもしれない。

その一つの方法は、本書が指摘してきた「カテゴリー化のレベルを変える」ことだ。

たとえば、幼少期から「男の子だから」「女の子だから」といった性別に紐づいた社会的評価を意識させない教育を行う。このやり方はもちろん長期戦を視野に入れる必要があるが、徐々に男女格差のない社会を築くことができるかもしれない。

実際、男女平等の意識が高い国では、子どもに性別を意識させない教育が広がっている。「女の子だからピンク」「男の子だから青」といった性別を強調する固定観念を排除するだけでも、無意識の刷り込みを減らせるかもしれない。

もちろん、短期的な格差是正策としての優遇策も有効だろう。

しかし、本書では、その優遇策が社会の分断を生む可能性についても指摘してきた。現代の社会では、多くの人が「個人の利益」や「個人の公正さ」に敏感である。そのため、「女性枠」や「女性優遇の施策」がかえって反発を生むことも少なくない。

「ポスト真実」の時代では、どんなデータよりも「自分が損をしている」という考えや、自分（や自分の属する集団）の立場が脅かされていると感じる感情の方が、人々の態度を決定づけてしまう。そして一度感情的になると対立が激化する。

さらに、「個人」が強調される社会では、たとえ女性であっても、自分の利益が最優先となり、他の女性のことは考えない。自分が優遇される限り、そのような施策には賛成であり、自分に利益がないのであれば他の女性を優遇する必要はない、と。

では、こうした対立を乗り越え、より多くの人が納得できる短期的なアプローチはないだろうか。

その答えの一つが、「男女の格差は、個人の不利益につながる」と強調することかもしれない。社会全体の公正や社会全体の利益を考える人が少なくなっているのであれば、社会全体の利益と個人の利益を「くっつける」ことはできないだろうか、ということである。

最近の研究によれば、男女差別が強い国では、女性だけでなく男性の寿命も短くなる傾向があることがわかっている。こうした相関関係はなぜ生まれるのだろうか。

「男らしく行動しろ」という価値観が強い地域では、男性が精神的または身体的に助けを求めることが困難になりがちである。結果として、うつ病やストレスを抱え込んでしまうことがある。怪我や病気をしても病院に行かないこともあるかもしれない。

また、「男らしさ」の強調が無謀な行動を助長し、たとえばシートベルトを着用しない、ケンカしやすいといったリスクの高い行動につながることもある。

さらに、性別による役割分担が固定されることで、男性にも「家族を支えなければならない」という重圧がのしかかる。

共働きが当たり前になりつつある日本でも、家事・育児の負担は依然として女性に偏っている。しかし、これは「男性は稼ぎ、女性は家庭を守る」という社会的な固定観念が根強いからだ。こうした考えが変わらない限り、男性もまた「仕事を休めない」「家族と過ごす時間がない」といった不利益を被ることになる。そして究極的には、ストレスや身体的な疲労や怪我により寿命が縮まってしまう。

つまり、性別による社会的な評価や男女格差は、女性はもちろんのこと、男性にも悪影響を及ぼしているのだ。この「男女の格差や差別的な言動はあなた自身にも不利益を与えていますよ」という認識を広めることで、男女平等の推進が単なる「(一部の)女性の権利拡大」ではないという考えが社会で共有されるのかもしれない。

男女平等の問題は決して社会の一部の人だけの課題ではない。むしろ、あなた自身の問題であるということを強調することが、最終的にはすべての人の幸福度を高めることにつながるのである。

男女の違いは確かに存在する。

しかし、その違いが不平等や不利益につながる必要はない。

多様な価値観が受け入れられ、性別ガチャの影響が少なく、誰もが自分らしく生きられる環境を整えること。これらの積み重ねは、決して(一部の)女性だけのためのものではない。男性にとっても、さらに「女性」「男性」のカテゴリーに入らない人にとっても、つまり社会のすべての人にやさしい社会を作ることにつながるのである。

さて最後に質問です。

もし現代の日本社会を生きるあなたが、生まれ変われるとしたら……。

女性として、生まれたいですか？

それとも男性として、生まれたいですか？

「男性として生まれたい」と答えた人が多かっただろうか？ それとも「女性として生まれたい」と答えた人が多かっただろうか？ あるいは、「どちらでもいい」と答えた人もいたかもしれない。

「どちらでもいい」と答えた人の中には、女性であっても男性であっても性別ガチャの影響を感じないと考える人もいるだろう。そして、本書を読んで、性別で人を「カテゴリー化」することが社会だけでなく自分自身にとっても有害であると（再）認識した人もいるかもしれない。

いずれにせよ、この「どちらでもいい」という回答の多さこそ、日本社会における男女平等の「現状」を示すリトマス試験紙のように思える。

この「どちらでもいい」という答えがより一般的になること、将来生まれてくる子どもたちが性別ガチャの影響を受けない社会になることを願って。

出典：田中世紀『なぜ男女格差はなくならないか』講談社, 2025年, p.166-p.189
(出題にあたって、一部、原文（縦書き）・図を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。)

設問Ⅰ カテゴリー化がなぜ女性差別につながるのかということに関し、筆者の見解を 500 字以内で説明しなさい。(100 点)

設問Ⅱ 多様性を推進することの功罪、及び「ほんとうの多様性」についての筆者の見解を説明したうえで、この筆者の見解に対するあなたの意見を 1500 字以内で論じなさい。(200 点)

2 0 2 6 年度③

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法③

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第1条に、「この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」と定められている。そして、この規定に続く第2条第1項に、「この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない」と定められている。

同法第22条の5第1項本文には、「何人も、外国人〔中略〕から、政治活動に関する寄附を受けてはならない」と定められており、同法第26条の2第3号には、「第22条の5第1項〔中略〕の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）」を「3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する」と定められている。実際に処罰されると、同法第28条第1項または第2項の規定に基づき、所定の期間は「公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない」ということになる。なお、政治資金規正法の規定の引用にあたり算用数字を使用しているのは、縦書きの原文の漢数字を変換している。

現行法の規定により外国人からの政治献金が全面的に禁止されていることについては、外国人にも保障されてよい種類の政治活動の自由を間接的に制約しており、これ自体として過剰な制約であるという趣旨の見解がある。もっとも、政治資金規正法第1条や第2条第1項の「国民」に含まれていない者からの政治献金は、いくら少額でも民主権の原理に基づく「民主政治の健全な発達」を阻害することになるから許容される余地がないという趣旨の見解もある。はたまた、国会が同法の規

定を改正して、外国人からの政治献金を解禁することも可能であるという趣旨の見解もある。

生まれも育ちも日本国内の外国人Xが、もっぱら日本国籍を有しないことのみにより、まったく政治献金をすることができないのは、日本国憲法第21条第1項違反の人権侵害であると主張しているとする。参考とすべき判例に言及しながら、この主張の当否について論じなさい。

Ⅱ 憲法7条7号は、栄典の授与を天皇の国事行為の1つとして規定している。1955年、内閣は、戦前の法令である褒章条例（明治14年太政官布告第63号）を政令によって改正し、新しい種類の褒章を設け、1963年以降、年2回の叙勲をするようになった。2003年11月3日以降、勲等は廃止され、叙勲は勲章の授与を意味している。

褒章条例の憲法上の問題点について論じなさい。ただし、平等原則については論じなくてよい。

2 0 2 6 年度③

民 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民法③

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 胎児の権利能力
- (2) 物権の絶対性と債権の相対性

II 次の問題〔1〕または〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

〔1〕 次の事例につき、下記の問に答えなさい。それぞれの問は独立したものである。(100 点)

1. A は、自己所有の土地甲（時価 3000 万円前後）を売りたいと思い、友人 B に「買主候補者を探してくれ。候補者が見つければ面談して売るかどうかを決める。君には売る場合の登記申請の手続を手伝って欲しい。」と述べて、移転登記に必要な書類や印鑑を B に渡した。
2. B は、候補者を探したがなかなか見つからず、A から依頼を受けた 2 ヶ月後によりやく 2500 万円で購入するという C を見つけた。B は、A に C のことを報告した。思っていた価格よりかなり安かったので、A は C との面談には及ばなかったが、B には良い人を見つけてくれて感謝する旨の連絡をした。
3. B は、A が C に甲を売る意思であると思い、A の代理人として C との間で甲を 2500 万円で売る契約を結んだ。C は B が A の代理人だと信じていた。
4. B の契約締結行為の直後、A は、甲を 2800 万円を買っても良いという D を自分で見つけ出し、D との間で売買契約を結んだうえで、B に交付した書類や印鑑の返還を求めた。慌てた B は、すでに C に売る契約を結んでしまっており、C から責任を問われると困ると述べて、書類や印鑑の返還を拒んだ。

(問 1)

C が A に 2500 万円を小切手で提供して移転登記手続をするように求めてきた場合、A は C の請求を拒めるか。

(40 点)

(問 2)

仮に A が C に対して B の代理した契約を追認する場合、C と D は、どちらが甲の所有権を取得することができるのか。

(20 点)

(問 3)

仮に A が C に対して B のした契約の追認を拒絶する場合、C は、B の責任を追及することができるか。

(40 点)

〔 2 〕 次の文章を読んで各問に答えなさい。なお、それぞれの問は独立したものである。

1. 2025 年 10 月 1 日、A は自社工場で 5 年間使用していた部品製造機械（以下「甲」という）を B に 300 万円で売却する契約を締結した。甲は、同月 10 日に B に引き渡され、代金は同月 24 日を限りとして支払われることになっていた（この代金債権を以下「乙」という）。そして、乙について、C が連帯保証人となった。
2. 同月 20 日、A は、乙を D に譲渡し、その通知が内容証明郵便で 22 日に B に到達した。

(問 1)

10 月 27 日、D は B に 300 万円の支払を求めたが、10 月は B の資金繰りが悪くなっており、1 か月支払を待ってほしいと言われた。そこで、D は C に対して 300 万円の支払を請求した。C はこれに応じなければならないか。

(20 点)

(問 2)

10 月 14 日、B が甲を使用してみると、甲には当初 A から説明を受けていた部品製造精度がないことが判明した。同日中に、B は、測定結果を示して A に説明し、原因の究明と必要な修理を求めた。

しかし、A は資金繰りが悪化しており、B の要求に応えることができないでいた。

10 月 27 日、B は D から 300 万円を支払うよう請求を受けたが、支払わなければならないか。

(40 点)

(問 3)

A は、10 月 21 日、E にも乙を譲渡し、その通知が内容証明郵便で翌 22 日に、D への譲渡通知と同時に、B に到達していた。B は、譲渡通知が 2 通同時に届いたため、乙の債権者不確知を理由として 300 万円を法務局に供託した。D は、供託金全額の還付請求をできるか。

(40 点)

2 0 2 6 年度③

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱにつき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計 100 点)

Ⅰ 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、和装用品の販売等を業とする株式会社である。甲社は取締役会設置会社であるが、大会社ではなく、種類株式発行会社でもない。甲社の取締役会は、代表取締役社長A、専務取締役B、常務取締役Cの3名によって構成されている。BはAの長男であり、Cは長年にわたり甲社の従業員を務めた後、取締役に就任した者である。2024 年末、Aが甲社の経営から引退し、代表取締役および取締役に辞任する意向を示したため、甲社は、臨時株主総会を開催し、D（Aの次男）を取締役に選任し、その後開催した取締役会において、Bを代表取締役に選定した。

2025 年になっても、Aは、毎日甲社に出社し、従前と変わらず、取締役や従業員に業務上の指示を出したり、自ら買付けを行ったりしていた。そして、Bら取締役、従業員、古くからの取引先関係者は、以前と同じくAを「社長」と呼んでいた。

2025 年 11 月、Aは、乙株式会社（以下「乙社」という。）との間で、高級反物等を含む和装用品 1000 万円分を購入する契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。Aは、これまでどおりBには事後報告すればいいと思い、本件売買契約の契約書に「甲社社長 A」と署名した。乙社は、甲社とは3年前に一度だけ取引したことがあり、しばらくは関係がなかったが、Aが、現在の自己の身分について説明しなかったため、Aが今も甲社の代表取締役の地位にあることを信じて本件売買契約を締結し、甲社に商品を売り渡した。同年 12 月、Aは体調を崩して入院したため、甲社の業務はBら取締役に任されることとなった。2026 年 1 月、乙社は甲社に対して本件売買契約にかかる代金の請求を行ったが、Bは、覚えのない契約に関するものとして、その請求を拒んだ。

上記の事実関係を踏まえ、次の問いに答えなさい。

(1) 乙社はいかなる理由を挙げて甲社に本件売買契約の代金支払義務があると主張すると考えられるか。また、その請求は認められるか。

(2) (1) とは別の事案として、次の事実が存在した場合、乙社はどのような主張を行うべきか。また、その請求は認められるか。

本件売買契約の締結時点において、甲社の登記簿上の代表取締役はAとなっていた。地元財界の名士であるAの名前を残した方が甲社にとって有益であるという理由であり、AもBも承知していた。乙社の担当者は、本件契約に先立って登記簿を閲覧し、Aが甲社の代表取締役であることを確認した上で契約を締結している。(50点)

II 建設資材の製造および販売を業とするX株式会社（以下「X社」という。）は、会社法上の公開・大会社であり、監査役会設置会社であるが、種類株式発行会社ではない。X社は、その発行する株式を東京証券取引所のスタンダード市場に上場している。X社は他社にない技術によって業界内では小規模ながら有力企業として評価されてきた。近時、X社の技術力に目を付けた同業のY株式会社（以下「Y社」という。）が、X社に対し、業務提携を呼びかけてきた。X社より大規模なY社は、その資本力を背景にX社を子会社化する案を示してきたため、X社はその申し出を断った。そこで、Y社は、市場においてX社の株式を買い進め、その割合は、X社の発行済株式の10%に至っている。

X社は、Y社からの敵対的買収を危惧し、かねてより友好的な関係にあった電子部品製造業のZ株式会社（以下「Z社」という。）との提携を強化することを目的として、Z社に対し、募集株式の発行（以下「本件新株発行」という。）を行うことで、Z社と合意した。本件新株発行により、X社の発行済株式中、Z社の持株割合は30%になる一方、Y社の持株比率は10%から6%に下落する。X社の取締役会は、本件新株発行による株式の発行価額を、X社の株価の直近6ヶ月平均の95%の水準（＝直近株価の90%の水準）に設定した。なお、X社の定款上の授權株式数には十分な余裕がある。

X社とZ社の提携を阻止しようとするY社は、本件新株発行の差止めを請求することとした。（1）Y社はいかなる事由を主張すべきか、（2）Y社の請求は認容されるかどうか、の2点について、論じなさい。(50点)

以上

2 0 2 6 年度③

刑 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、〔設問1〕および〔設問2〕に解答しなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

(1) 甲は乙といとこ関係にあったが、乙が不倫関係にあったAの夫Bを毒殺する計画を立て、甲に青酸ソーダの入手を依頼してきた。甲はそれを承諾し、Cから青酸ソーダを譲受け、乙宅で乙にそれを渡した。しかし乙はそれをBに対して使う機会を見つめることができず、青酸ソーダでのBの殺害を諦めた。

(2) しかし1月後、乙はやはりBを殺害することを決意し、Bを果物ナイフで刺殺することとした。乙はB宅を訪れBの頸部に殺意をもって果物ナイフを突き刺したが、Bが大量の血を口から吐き出し、呼吸するたびに血が流れ出るのを見て、驚愕すると同時に大変なことをしたと思った。乙はBの頸部にタオルをあてて血が出ないようにして、消防署に傷害事件を起こした旨伝えて救急車の派遣と警察署への通報を依頼し、Bを励ましながら救急車の到着を待った。

救急車が到着したところ、乙はBを救急車に運び込むのを手伝ったが、そこに警察官が現れたので警察署員に自分が刺したことを告げ現行犯逮捕された。

Bは病院へ運ばれのち緊急手術が行われ、全治8週間の頸部刺傷を負ったが、一命はとりとめた。

〔設問1〕 (1) の事実について、乙に殺人予備罪が成立するとした場合、甲に共犯が成立するか論じなさい。

〔設問2〕 (2) の事実について、乙の罪責を論じなさい。

Ⅱ 次の【事例】を読み、〔設問１〕および〔設問２〕に解答しなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

甲（男性、当時 20 歳）は、私立 A 大学（以下「A 大」という。）への入学を志望していたが、その入学試験（以下「入試」という。）直前の模擬試験では、A 大への合格可能性は著しく低い旨判定された。甲は、いわゆる替え玉受験をしてでも A 大に合格したいと考え、別の難関大学に進学していた友人乙（男性、当時 20 歳）の顔立ちが甲と似ていたため、令和 3 年 2 月 1 日、乙に対し、「後でアルバイト代として 50 万円を払うから、俺の替え玉で A 大の入試を受けてくれ。」と言い、報酬として 50 万円を提示した上で甲に成り済まして A 大の入試を受けてほしい旨依頼し、乙の了承を得た。

A 大の入試では、受験番号が氏名に代わる受験生識別の手段として用いられており、入試の解答用紙に氏名の記載欄はなかった。乙は、同月 20 日、A 大の入試会場において、甲に成り済まして小論文試験の解答用紙（以下「本件用紙」という。）に甲の受験番号である「A123」を記載した上で解答を記入し（以下「本件作成行為」という。）、本件用紙を A 大に提出した。本件用紙の採点結果に基づき、甲について合格の判定がなされて A 大への入学が許可され、甲は、同年 4 月 10 日、A 大に入学した。

〔設問 1〕 上記【事例】について、乙に有印私文書偽造・同行使罪は成立しないとの立場から、その結論を導くために、どのような説明が考えられるか。特に本件作成行為が「偽造」に当たるかについて、文書の名義人および作成者の意義をそれぞれ明らかにした上で、株式会社 X の取締役 Y がその秘書 Z に命じて取締役 Y 名義の文書を作成させた場合と比較しつつ論じなさい。なお、本問の解答用紙は刑法 159 条にいう「権利、義務若しくは事実証明に関する文書」に当たるものとします。

〔設問２〕 上記【事例】について、乙に有印私文書偽造・同行使罪が成立するとの立場から、その結論を導くために、どのような説明が考えられるか。特に本件作成行為が「偽造」に当たるかについて、文書の名義人および作成者の意義をそれぞれ明らかにした上で、視覚障碍者の大学入試において障碍者の解答を補助者が答案に代筆する場合との相違を明らかにしつつ論じなさい。なお、本問の解答用紙は刑法 159 条にいう「権利、義務若しくは事実証明に関する文書」に当たるものとします。